

令和5年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年9月21日（第11日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好	代表監査委員	稲富健朗

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番	岸川信義	3番	友田香将雄
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第80号 令和4年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岸川信義議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第80号「令和4年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とそのページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

質疑に入ります。

まず、総括及び歳入。

決算書の1ページから46ページまで、質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

決算説明報告書を基に質問させてください。

決算説明報告書1ページのところにあります財政分析及び健全化判断比率、資金不足比率のところについての質問です。

今回、経常収支比率のところ令和4年度に関して89.9というふうになっております。また、そのあたり、ほかのところも見てると実質公債費比率のところに関しては10.1というふうになっております。昨年度につきましては、経常収支比率につきましては、いろんな国からの支援があったということで、84.3ってことで大きく下がったことありますから、令和4年度についてはどのくらいなのかなというふうに見ておりましたら89.9ということで、想定よりは低い水準でとどまってんじゃないかなとい

うふうに思っているところです。町としてこの収支比率をどの程度で推移させたいという考えを持っているのかというところを1つ質問します。

とともに、あと実質公債費比率のところは10.1ということで、令和元年については9というところで推移していたところが、だんだんとこの実質公債費比率のところに関してちょっと若干ずつでありますが上がってきているというところでありますので、町としてこの財政運営のこの数字が出たということでの所見を伺いしたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

令和4年度の経常収支比率につきましては、そこに記載しておりますとおり89.9%、昨年度と比較しますと5.6%高くなっている状況でございます。この経常収支比率につきましては財政構造の弾力性を測定する指標でございます、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に対しまして、町税とか普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源と臨時財政対策債を合わせた額がどの程度充当されているのかという、そういったものを見る指標になります。

今回、昨年度と比較して高くなった理由としましては、算定上、分子になりますけれども、経常経費のうち、主に公債費の増と補助費等の増、これは一部事務組合等の負担金になりますけど、こういったものが増になっています。約1億8,400万円程度、経常経費が増えております。一方、分母となります経常一般財源につきましては、これは普通交付税の減、これが昨年度より約4,300万円程度の減、それと臨時対策債、これが約2億3,000万円程度の減ということで、分子となる経常経費が増加して分母となる経常一般財源が減少したというところでの、昨年度と比較して5.6%高くなっているというのが現状でございます。

町としてこの経常収支比率をどの程度で推移させたいという考えているのかという、まず御質問でございますけれども、まずもって令和5年度、今年度まだ執行中でございますけれども、この分母となる経常一般財源につきましては、普通交付税と臨時財政対策債につきましては既に交付を決定をいたしておりまして、これは新聞等でも報道がされております。それと、税収等につきましても4年度よりは5年度が幾らか増えるだろうというふうに思っております。そういうことで、経常一般財源につきましては、4年度よりは増加するのではないかと見込んでおります。一方、経常経費につきましては、今後も公債費が増えてくるというふうに見込んでおりまして、全体としてはこの経常経費も4年度よりは増えてくるというふうに見込んでおります。あくまでも現時点で見込みということで考えておりますけれども、5年度の経常収支比率については4年度と同程度ぐらいではないかというふうに一応見込んでおります。それで、先ほど経常収支比率が高くなった要因につきましては、交付税であったり、臨時財政対策債の影響が大きいわけですが、本町につきましては、御存じのとおりこの交付税であったり、臨時財政対策債、こういったものに大きく左右をされるわけでございます、その年度の状況によってこの経常収支比率も左右されるというふうに考えております。

先ほど、どの程度で推移させたいかという御質問でございますけれども、具体的に、

その年度によるというところで、非常にお答えとしては難しいかなと思っております。ただ、町としては、この経常収支比率につきましては先ほど言いましたように財政構造の弾力性を測定する数値でございますので、この比率が低ければ柔軟性があるということになりますので、低ければ低いほどいいというふうに考えているところでございます。このことにつきましては、もうこのことに含めましても、国の地方政計画、そういったものを十分注意して、まずは経常経費の節減に努めていかなければならないと思っております。

実質公債費比率でございますけれども、この実質公債費比率につきましては、昨年度が10.0で今年度が10.1というふうに0.1ポイント増えております。この実質公債費比率につきましては、地方公共団体の借入金、いわゆる地方債の返済、公債費、それとこれに準ずる額、いわゆる一部組合とか、公営企業、そういったものの公債費に充てられる負担金、そういったものの大きさをそれぞれの自治体の標準財政規模に対する割合を示したものでございまして、それぞれの単年度の実質公債費比率を算出して、3年平均が毎年議会に報告をしている実質公債費比率となります。

今回、令和4年度の実質公債費比率につきましては、令和4年度、令和3年度、令和2年度のそれぞれの単年度の比率を出したその平均が10.1ということになっております。ちなみにですけれども、令和4年度の単体では約9.85、令和3年度では9.36、令和2年度では11.14ということで、この平均が10.1というふうなことになります。

先ほど来申してますように、この実質公債費比率につきましても、公債費、そして普通交付税、臨時財政対策債というのがこの算出に大きな影響を及ぼしております。普通交付税であったり、臨時対策債につきましては、国の地方財政計画にも影響されるものでございます。これにつきましては先ほど言いましたように決算としてこういう数値が現れてくるわけですが、この実質公債費比率につきましては早期健全化基準が25%、あるいは財政再建の分が35%というふうになってますので、それにならないようにするための指標でございますので、常に公債費であったり、そういった交付税、そういったものの状況を注視しながら財政運営をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

令和元年については経常収支比率に関しては96.6ということで大分高い水準があったことが、今現状としては、大分うちの財政としてもいろんな国の状況によって左右されるというところがありますので一概にこの経常収支比率のどこに関してはなかなか定めにくいという話もあるかとは思いますが、まず答弁のほうにもありましたように、うちが弾力的な対応ができるかどうかというところの指数としてこちらのほうが出てきますので、やっぱり令和元年のような数値のところまでに戻らないような形で、ぜひ今後も吟味をお願いしたいなというふうに思いますし、実質公債費比率のどこに関しては、私が持っているハンドブックのどこについてではあるんですけども、実際高い自治体のベスト4に我々の白石町が入っているということも、令和3年度については該当してしまっているという部分はありますので、この公債費比率のどこに関

してもしっかりと注視していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう形で、ぜひ今後も財政の健全化のどこに関しては適宜対応をお願いします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○吉岡正博議員

関連してお尋ねいたします。

先ほどの説明にありました実質公債費比率の10.1%の件なんですけれども、本町はこの実質公債費比率の要注意基準を10%と定めてやったかと思えますけれども、平成23年度以降、11年ぶりにこの10%を超えております、昨年ですね。そして、平成29年度から上昇し出して、既に3箇年平均ではありますけれども、2年度分、3年度分の3年平均が10.0%になっておりましたが、それを承知の上で4年度が10.1%になった、つまり先ほど町が定めている要注意基準を超えてるわけなんですけど、これを許容した理由はなぜでしょうかというのが1点目、もう一つは、この影響が今後どのように現れてくるかをお尋ねいたします。

○坂本博樹企画財政課長

本町においては、この実質公債費比率につきまして町独自で要注意基準ということで10%というふうに設定をさせていただいております。この設定につきましては、いろいろな公会計の財政額とか、そういったもの等も参考にさせていただきながら設定をいたしましたわけですが、この基準を設けたのは、やはり急激に悪化したとかする前の段階で、より事前に対応を検討する上での数値の目安ということで、本町独自で設定をいたしております。

この基準を許容したのかという御質問でございますけども、本年度は先ほど来申しておりますように、単年度の3箇年の平均で10.1ということで昨年より1%増えたわけですが、先ほど言いましたように、この基準を目安に今後の財政運営をどう進めていくのか、早め早めの対応をする、その検討材料としての目安でございますので、許容したといいますか、その検討する材料としての一つの目安ということでの10%であるということで御理解をいただきたいと思っております。

今後の影響ということでございましたけども、現在10.1という、10%、町独自の目安を超えてはおりますけども、この10.1というところでの影響というのは特にはないというふうに認識をいたしております。ただ、これが18%を超えますと地方債、町債の借入れについて若干制限がございます、現在の本町においては町債を借入れする場合には町から県に協議をして同意をいただくというふうな協議制になっておりますけども、これが18%を超えますと、町債の発行に国の許可が必要になるということになります。もっと悪化して25%とか、35%とかになりますと許可に制限がかかるという、そういった町債での借入れでの影響が出てきています。ただ、現時点での10%、10.1と幾らか伸びてはおりますけども、影響としては特にはないというふうに認識しております。

以上です。

○吉岡正博議員

確認ですけど、先ほど単年度で10.1%って言われたと思いますが、これは単年度ではなくて4年度が10.1%、ただこの計算根拠は3箇年の平均ということかというのを確認です。私の聞き間違いかもしれませんが。

それからもう一つ、確かに起債に制限を受けるとか、許可制になるまでは相当な、まだその基準にまでは達しておりませんし、そこまではまだ大分余裕がありますけれども、合併以来その基準に達したこともございませんのでそこまではなかなかないかと思いますが、あんまり上の話したら、あんまり10%というのは気にせんでいいですよということですよ、確認ですが。2点確認です。

○坂本博樹企画財政課長

現在、議会のほうに報告をしている実質公債費比率10.1につきましては、友田議員のほうにも説明した内容でございますけど、それぞれ4年度の単年度、3年度、2年度のそれぞれの単年度の比率を3箇年平均したものが10.1ということでございます。

それと、今後の影響はないというふうに考えてるところではございますが、確かに基準、基準といいますか、例えば18%とか、そういったところにはありませんので特に影響はないと思っておりますけども、今後の財政運営を行う上で、本町としては独自に10%という一つの目安をつくっておりますので、その目安を今後、先でどういった数字なるかということ等も、当然分析等も必要になりますので、現時点での数字としては特に影響はございませんけど、今後の財政運営についてはその目安を一つの基準として、今後の財政運営をどうするかという検討材料にはなるという、考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

何点か質問いたします。

決算書1ページの法人事業税交付金というのが56.2%の増になっております。法人の従業員に対して支払われる補助金だと思いますけれども、こんなに従業員というか、従業員が増えたのかなということちょっと不思議に思いましたので、質問いたします。

2点目、同じく決算書1ページですが、たばこ税についてです。

これほど、保健福祉課あたりで健康増進についていろいろと施策を練ってまいりましてしているところ、たばこ税が非常にありがたいことと申していいのかわかりませんが、収入がたくさんございます。そのことについての理由とこれだけ喫煙者が全然、依然として減っていないということに対しての施策はどのようになされているのか、

この効果が上がってないんじゃないかということで、答弁お願いいたします。

また、決算書の16ページ、児童福祉費負担金ですけれども、ここに未収が22万2,470円ありますよね。この一つが、これは保育料と学童保育の不納欠損です。20万1,320円が私立保育園の保育料、学童保育が2万1,150円、合わせて22万2,470円の未収になっておりますが、平成4年度は非常に、22ページの資料でもありますように、低所得者の子育て支援、22ページを見ていただくと分かりますように、何項目かの子育て支援が充実しております。本当にたくさん子育て支援をいただいて、こんな、特に低所得者に向けては何回も支援金を補助、支援されているわけです。しかし、こういうふうに保育料の保育に充てるべき、充てていただきたい補助金、学童保育に充てていただきたい補助金、学童保育に至ってはひとり親家庭は要らなかったのかな、そして2人目からは2分の1というふうに非常に優遇、しかもそれも県内では最低ラインのそれさえ払わないということに対して、これはゆゆしきことじゃないかなと思うんですよね。

私も以前、給食費の徴収に各個別訪問をして、非常に現状を見てきた経験があります。特に大変な家庭についてはいろんな補助がありまして、給食費払わなくていいような準要保護制度というのもございます。それじゃない家庭について、行ってみるとやっぱりお金の優先順位が違いさんねと思うところがたくさんありました。何に使うべきかがはっきり分かってないんじゃないかなと思うところもありました。もうこれはお金をばら撒けばいいという問題ではなくて、現物支給ということがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点をお伺いいたします。

それから、決算書20ページの学校給食費も全てそうなんですけれども、滞納分が336万2,395円ございます。過年度分についても少しずつ、ほんの少し徴収ができていますけれども、これだけ手厚く子育て支援をしても給食費に回らないということについて、本当に真剣に子育て支援に充てているお金も税金なんですよ、一生懸命働いた人たちの税金を回しているのであって、それが子育て支援ということで配布、補給しているならば、本当に子育て支援に使っていただきたいと思うんですよ。こうでないならば、現物支給をするべきじゃないかと思えます。

それから、決算書18ページの町営住宅使用料については滞納0円なんですよ。いろんなものが町税、いろんな税金について滞納があるのは、給食費でさえこのように滞納があったり、学童保育ですら滞納があるところ、町営住宅の使用料については滞納がございません。何か施策があるのかどうか、それをやっぱり教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。お願いします。

○大串恭隆税務課長

先ほど中村議員のほうから質問がございました法人事業税の交付金の増額になったこと、それとたばこ税の増額になったことについてお答えをさせていただきます。

法人事業税につきましては、法人事業税額の標準税率分の7.7%を法人事業税の市町交付金ということで県を通じて交付をいただいております。交付基準につきましては、経済センサスの基礎調査の事業率等々から交付基準が決まりまして交付をいただ

いております。

令和3年から4年にかけての増額についてでございますが、主な理由といたしましては、県内事業所の増収に伴う法人事業税額の増加というふうなことが考えられるところでございます。コロナ等の状況によりまして、収束したことによりまして経済活動が活発になったということが原因かと思われまます。

それともう一点、たばこ税の増収の件でございますが、議会のたびにたばこ税につきましては増税になっているということで、平成25年4月からずっと増税になっております。旧三級品も以前は全額が安かったわけですがけれども、令和元年10月に旧三級品も税率が一緒になったということでございます。一番最近の税額でいきますと、令和3年10月にたばこ1,000本当たり6,552円に町民税のたばこ税がなっております。1箱当たりでいきますと131円程度になっておりますが、たばこにつきましてはずっと統計上、下がってきております。売上げの本数が下がってきておりますが、令和4年度につきましては、前年度を1.75%増えております。それまでは、平成25年度を除きましてずっと毎年減ってきておったわけでございます。それが、令和4年度については増えておるということでございます。税収が伸びたのは何かと申されますと、先ほど申し上げましたように令和3年10月からたばこ税の額が上がっております。幾らか予算的には本数は減るだろうと思いつながら、税率が伸びておる関係と本数が若干伸びたということから増収になったところでございます。

以上でございます。

○木須英喜保健福祉課長

私のほうからは、たばこのほうの健康増進の対策をしているかということでございます。答弁させていただきます。

喫煙のほうは、がん、脳卒中をはじめといたしました生活習慣病の原因となり、また妊婦の場合の喫煙は、妊娠合併症や乳児の突然死のリスクになります。特定健診受診者の保健指導や母子手帳交付時に禁煙指導を行うほか、5月31日から6月6日にかけて禁煙週間にホームページや広報紙等の記事の掲載、それからポスター掲示等を行い、たばこの健康被害について普及啓発に努めているところでございます。喫煙者数につきましては、町のほうでは独自には把握をいたしておりません。

それから、児童福祉費負担金のほう、決算書16ページの児童福祉費負担金の収入未済額22万2,470円についてお答えをさせていただきます。

まず、保育料の令和3年度分の滞納額が4万3,750円、令和4年度の滞納額が15万7,570円、合計20万1,320円となります。次に、放課後児童クラブの負担金で、令和3年度分の滞納額が1万2,100円、令和4年度分の滞納額が9,050円となっております。こちらの合計が2万2,150円となります。これは、4年度現在の決算の大筋でございます。今5年8月現在の滞納分につきましては、放課後児童クラブの負担金2万1,100円となっております。差額の20万1,370円については完納をされておるといふような状況でございます。

あと、各種子育ての事業等があるのでそちらのほうからというお話でございましたが、22ページの民生費国庫補助金で収入をしております各種給付金等、4年度は特に

多くございました。こういった事業において給付金や補助金等が給付をされておりますが、基本的に滞納分については口座振込みされた後、随時該当者に相談ということになります。差し引いて給付をするというようなことはできません。また、こういった該当者の方はおおむね町税とか水道料、それから給食費といった公共料金を滞納されている方が多くございまして、収納の困難なケースが多いというのが現状でございます。

以上です。

○出雲 誠学校教育課長

私のほうから給食費の滞納の分について御説明をさせていただきます。

まず、336万2,395円、これにつきましては過年度分の滞納になりまして、調定額の423万4,308円から87万1,913円が徴収できておりまして、その収入未済額が330万円というふうになっております。内訳を申しますと、平成29年から令和3年度分の収入未済額は1万4,000円となっております、それ以前の未納額があるような状態になっております。

子育て支援というような話もありましたが、小学校6年生、中学3年生の給食の無償化、それから令和2年度にはコロナによる全学年への給食の無償化、それと昨年度からは、食材費等の高騰に伴う給食費が保護者負担にならないようにというところでの補助を行っておりまして、そういうのが功を奏してか、平成29年からの収入未済額は1万4,000円となっております。現年度、令和4年度についてちょっと80万円ほどの収入未済額がありますが、これにつきましても今現在、児童手当等からも徴収ができるようになっております。徴収ができるというか、相談をしてという形なんですけど、正式に申しますと、受給者からの申出があった場合、徴収することができるようになっておりまして、御相談をさせていただきながら徴収をしておるというところで、今度10月が児童手当の支給日ということになりますので、そこで相談をしてある程度のめどがつくんじやなかろうかと思っていますところです。

以上です。

○笠原政浩建設課長

住宅の使用料は滞納がないのは何か方策があるのかというような御質問でございますが、決算書の18ページのところに住宅使用料がございます。ここに、収入未済額が0円ということで滞納がないんじやなかろうかというふうに思われてるんじやなかろうかなと思っていますけど、それは毎月、毎月、月の初めに納付書を配布し月末に納めていただくというようなことで、今年度でありますけど、滞納は月平均13件程度でございます。

収まっていなかったということであれば、月末に滞納の督促状の配布を翌月には発送し、この督促状を発送する前に個別に電話連絡で今の状況の聞き取りとか、それから納付の方法等を相談をしていただいているような状況でございまして、おおむね、昨年もそうでしたが、大体督促を出してから2箇月以内ぐらいには大体収まってしまうというようなことでございまして、ちょうどこの収入未済額のところに0円というの

は、出納整理期間中、4月、5月、ここまでに3月分までが入ってしまうということで、実際は翌年度繰越分が0円というようなことになってるということになっております。

以上です。

○中村秀子議員

立派なことです。町営住宅の使用料がその年度内で完結にして支払われてるというのは課の皆さんの努力のたまものだと思います。それに比べてほかの徴収はなめられってはなかろうかねというくらいに、何か払わなければ払わないで済んでしまうという現状があるんじゃないかなとちょっと思うところもございます。

国からだとか、県だとかからいろんな補助金をもらいますが、そのときには必ずひもつきですもんねって言われも、これはなに使用科目が決まってるこれにしか使えないというようなことで補助金が出されたりいたします。町からそういうふうに各家庭に子育て支援ということで出す補助、生活困窮者に対する補助金も何回も出ましたけれども、しょうがないなと思うところで、我々の、私たちの税金ですけれども使っただけならばと思っておりますけれども、それが各家庭を回ってみて、本当に子どもたちのために使っているのかという検証が必要じゃないかと思うんですよね。特に子育て支援に関していろんな、もう最たるものが給食費の滞納だとか、保育料だとか、子どもたちに関して支払っているものがきちんと支払われているかということの検証についてはどのようになされているんでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

子育て支援対策の各種事業で給付金等、補助金等ありますが、その検証はどのようになっているのかということでございます。

あくまでも世帯困窮者であったり、非課税世帯であったり、各事業ごとに要件がございまして。そういったところに給付をされるわけなんですけど、その後の何に使われたかというふうな検証というのが、我々のほうでは行っておりません。

以上です。

○出雲 誠学校教育課長

給食費等のところといいますか、準要保護等の制度がございまして、生活困窮されている世帯の支援ということで学校教育課で行っております。これにつきましては、給食費等につきましてはもう相殺という形で直接納入をとといいますか、納付書を発行して学校教育課がその人に代わって支払うというふうな形を取っております。

学費等につきましても同じように学校等に支払いをしまして納入していただくとかという形を取っておりますので、そこについては確実に支給したものが支払われてるような状況になっております。

○中村秀子議員

それは、準要保護の子どもたちについてでしょうかね。それ以外の、実際滞納、準

要保護については後から来るんですけれども、それ以外、令和4年度は給食費無料でした。令和3年度、過年度だと思うんですけど、そこら辺の、これだけたくさんのもらえば、お金、借金取りという、借金というけど、負債はお金があるときじゃないと払えません。ないときには払えないんですね。あるというのは、給付がしたというのは分かっていますので、分かっているときにいただくというのがいいんじゃないかと思うんですけども、給付から出たときにすぐに未納の分、保育料もそうで、いろいろな水道料だとか、電気料、電気料は業者ですけど、水道料は管轄が違いますが、いろいろな滞納金について、税金もそうですけれども、そのときに払っていただくような方策というのはされているんでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

給食費ですが、白石町は公会計にしておりますので、自治体が有する債権になります。自治体の債権は公債権と私債権がございまして、給食費は私債権に該当すると思われれます。私債権につきましては、税金と違いまして行政処分等による差押え等ができないようになっております。ということで、児童手当等につきましても、先ほども申しました児童手当の受給者からの申出があって、初めてそこから徴収ができるというところをお願いをしている状況でございます。

ただ、近年の徴収を見ても、平成29年からはトータルで1万4,000円程度の未済額があるというところである程度徴収ができておりますが、その以前の分についてがまだ300何十万円残っております。これについても、督促状を発送するなり、訪問を行うなどして徴収をしているところです。ただ、やはり給食費だけが未納というところばかりじゃないもんですから、いろんなところからの徴収があっている状況の家庭もございまして。そういうところについてはなかなか徴収がうまくいきませんが、給食を提供して子どもが食べた分ですから、これについては保護者が責任を持って払っていただきたいと思っておりますので、徴収に努めていきたいと思っております。

○大串恭隆税務課長

中村議員の質問でございますが、税を含めて料等の滞納があるわけございまして、その分につきましては平成22年ぐらいから協議を始めてございまして、債権に関する研修会等も開催をいたしまして、その中には保育料、給食費等も含まれております。滞納する方についてはダブってる方が非常に多くて、債権に関する検討委員会等もいたしますし、一元化ということで税務課で全ての部分についてしたほうがいいんじゃないかというふうなこともあるわけですが、給食等については私債権ということでうちのほうで強制執行できないといったことから、うちのほうで指導型ということで年に2回、保育料とか、給食費とか、育英資金とかも入れてどうしているかということで、今後どうしていくかというようなことも含めて協議をいたしておりますし、先ほど話がありましたように、児童手当等からの徴収ができないかということで、先ほど学校教育課長のほうからもありましたが、現金支給に合わせて窓口で相談をすると、そういった取り組みも全町的な部分で一緒にいたしております。

以上でございます。

○西山清則議員

決算書の16ページの児童福祉費負担金と33ページの財産収入、それと39ページから45ページの雑入の収入未済額がありますけれども、この収入未済額になった内容説明をお願いしたいと思います。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど中村議員のほうから御質問ございました件と重複をいたしますが、再度答弁させていただきます。

まず、保育料の滞納分が20万1,320円、それから放課後児童クラブの負担金が2万2,150円となっております。これは、4年度決算の滞納分でございます。今現在は放課後児童クラブの負担金2万1,100円のみとなっております。

以上です。

○笠原政浩建設課長

決算書の33ページ、財産貸付収入の土地貸付収入の中で2万3,880円が収入未済額ということになっております。

現在、5名の方に町道海岸南北産業線の道路敷の一部を、土地を貸付けをいたしておりまして使用料として納付をいただいておりますが、通常年度末に納付書を送付し、年度末に納付をいただいているというような状況でございますが、ちょうどその頃に1名の方が納付困難と、実は入院をされたというようなことで、困難ということで御相談がございましたので、今回収入未済というような処理をしております。ただ、現在、今退院をされておりますので、納付書を再度配付し、納入をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○出雲 誠学校教育課長

決算書の40ページのところに学校給食費がございます。こちらでも重複した内容になりますが、まず現年度分につきまして収入未済額が80万4,718円ございます。これにつきましては、先ほども申しましたが、もちろん督促状を出して訪問等を行ったり、それから児童手当での徴収、現金納付、現金での支給という形を取らせていただいて、そこで相談をして、10月で何とかめどをつけたいと思っているところです。

それから、滞納繰越分につきましては、収入未済額が336万2,395円ございます。こちらにつきましても毎年督促をいたしまして、定期的に訪問等を行っているところです。幾らかずつの徴収がございまして、このような形になっております。ただ、どうしても取れないようなところについては、最終的には不納欠損処分というところも見据えておかないかかなというところで、思っているところです。

以上になります。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○山口裕一総合戦略課長

決算書42ページ、行政代執行経費の収入未済額については、決算書のほうから567万6,000円、決算書にごさいます。そこから過年度分の特定空家代執行費、収入が8万円を差し引いた559万6,000円が収入未済額となっております。詳細につきましては、行政代執行費の納付金については1件の案件のみということで個別案件となりますので、この場での説明は差し控えさせていただきます。

○矢川靖章生涯学習課長

決算書45ページの生涯学習課雑入の収入未済額5万9,290円の理由ですが、毎年度公園の自動販売機の電気代の収入について、こちら納付書を送付するのがちょっと遅れまして、実際のところ、4年度の収入については、今年度5月末には納付はしていただきましたが、システムの都合上、4年度の収入ということになりませんでしたので、実際にはもう納めていただいている分になります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ歳出に入ります。

47ページの議会費から58ページの行財政事務改善費まで、質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

決算報告書で言わせていただきます。8ページのふれあい郷管理費というようなことで上がっておりますけども、その中に、これ毎年何か言われてる感じがしますけども、ふれあい郷の管理委託料というようなことで8,992万9,000円というふうなことで上げられております。そしたら、その管理委託内容を見ますと、ふれあい郷の施設、附帯設備及び維持管理に関することとまた施設等の使用に関する、また施設使用料の徴収に関する、ということを書いておられまして、この管理委託料というのは、ほとんどもう多分人件費じゃないかなと思う次第であります。

そうしたところ、この管理委託料に関わる人数、何人の人数でこの人件費がかかっているかというふうなことで、これが令和3年から令和7年度はもう指定管理ということで決められておりますので多分7年度までは変えられんかなと思いますけども、その7年度以降のことなんですけども、今年度の予算につきましては9,240万円というふうなことで、また決算よりも340万円増額をされております。実際、5年度の決算やけんが4年度の決算と同じ、同額になるかも分かりませんが、増やして予算を立てられております、決算よりもですね。その辺のあれと、これをその7年度までは変えられんと思いますけども、今後何かな、総合戦略のほうから一回私たちは説明を受

けました。福富の体育館、中学校の体育館がその体操のほうに貸付けを行うというふうなことでございました。そういうふうな観点でふれあいでも、プールでも独立採算制を取って、もう多額の金を、人件費、もうほとんどこれ人件費ですので、出さなくて済むように今後できないものかお尋ねいたします。

○坂本博樹企画財政課長

ふれあい郷の委託料、ふれあい郷管理委託料8,900万円程度でございますけども、これにつきましては、全てが人件費ではございませんで、ふれあい郷の施設を維持管理するためのいろいろな維持管理経費、当然人件費も含まれているところでございますけども、ふれあい郷自体を維持していくための経費でございます、人件費だけではないというところで、その人件費につきましては、現在あそこのふれあい郷の職員が7名、正職という形でいらっしゃいます。それと、あと事業を運営するに当たってはアルバイトの方とか、そういった方の賃金であったり、空調の保守管理委託、そういったものを含めて、当然電気料も入ってきます。光熱水費も入ってきます。そういったところでの決算額となっております。

7年度以降、議員おっしゃるとおりに、令和3年度から令和7年度までの5年間は指定管理というところで、現在指定管理を文化振興財団のほうに委託をいたしているところですけども、7年度以降の指定管理料の見込みというところにつきましては、現下の物価高騰とかそういったものを十分勘案しながら、どれぐらいが必要なのかというのを算出する必要があるかと思っております。

それとあと、いわゆる民間といいますか、民間への委託の検討をというようなお話か、御質問かと思っております。

現在、御存じのとおり公益財団法人白石町文化振興財団のほうに委託をいたしておりますけども、この財団につきましては、農業農村地域における町民の産業文化及びスポーツ活動の振興を図って都市住民との交流を行い個性豊かな農村地域文化の創造に寄与することを目的として設立された財団でございますけども、現在そのプールの施設、あるいはホールの運営管理だけでなく、地域住民の健康増進、あるいは自主事業、そういったものも取り組まれているというような状況でございます。

ただ、現下のコロナ禍によって営業の縮小など、利用者は現在多少上向いておりますけども、まだまだ厳しい運営状況だと思っておりますし、施設の老朽化等もございます。そういうことで、その経営改善とか、振興財団の経営改善とか、施設の維持管理、整備などの方針を検討して、これから先ほど言われました民間を含めたところでの指定管理については、総合的にちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えているところございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

総合的に今考えるときが来てるんじゃないかなと思う次第あります。旧町のからそのまま引き継いで、そのまま新町で管理、指摘をもんで、やはり抑えるところは抑えるというふうな観点から広く公募をしてみれば、私のところ引き受けてくれいよというところ

ころが出てくるかも分かりません。ここ一辺倒に、文化財団にお願いするんじゃなくて、何か新たな候補を考えていただきたいものだと思います。

以上です。

○坂本博樹企画財政課長

先ほどの答弁と重複しますが、指定管理が7年度まででございますので、次の対応をどうするかというところを含めまして、先ほど議員から御意見等いただいたところも十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

決算書は49ページの一般管理費に該当しますが、監査委員決算審査意見書31ページ、タブレットは33ページになります。

4番目として結びというのがありまして、その6段目の最後、下から6行目になりますけれども、ここに定員管理の見直しに引き続き取り組む必要があると述べられております。

まず、監査委員にお尋ねいたしますが、この審査意見が述べられました背景はどのようなものでしょうか。

次に、執行部にお尋ねいたします。この審査意見は職員増員を求められているものと私は判断いたしますけれども、令和5年度中に策定するとされており第4次定員適正化計画ではどう対応されるのか、お尋ねをいたします。

もう一項目です。同じく監査委員決算審査意見書の前ページ、30ページ、タブレットは32ページになりますけれども、そこに2として、事務処理状況についてというのが、項目があって、その中の(4)のまた書き以降ですが、休日勤務を命じた場合の振替取得は、職員の健康管理上も徹底するよう組織を挙げて実践していただきたいと記載がございます。

この指摘があるということは、振替取得がなされていないという事例があったという判断を私はいたしますが、勤務振替について平成27年度の決算審査でも指摘がっております。そこが詳しいですので抜粋して読み上げますと、振替勤務の振替休暇が取得されていない事例があることは従前より部署ごとに指摘をしてきた。平成27年度中に振替勤務を命じたうちで、確認日現在で振替休暇が取得させていないのが10局課において延べ60人、356.5時間あった。これに対して時間外勤務手当を支給していないとのことなので、これは労働法規上、違法状態と思われる。違法状態と思われるという記載です。よって、人事給与を担当する総務課で適切な対応を取っていただきたいと、今回と同様の指摘がっております。再度、同様の指摘があるということは、そのときに、以降改善をされなかったのか、再びたがが緩んだのか、どちらかと思えますけれども、違法状態ということなら、どう是正されるのかお伺いいたします。

以上です。

○稲富健朗代表監査委員

先ほどの議員の質問でございます。

御存じのとおり、目標とする職員数255名は達成しております。その中で職員の方、非常に頑張っておられるということは私は認識しております。しかしながら、質の高い行政サービスが求められている中、今後新たな国の施策が発生した場合、そして大型事業が集中した場合、そしてデジタル化の推進に伴う専門人材等の育成等々考えれば、このまま255名で大丈夫かなというふうにちょっと心配しているところでございます。今後、255人を基本としながらも、やはり柔軟な対応が必要ではないかと、そういう意味でここに記載させていただいております。

以上です。

○中村政文総務課長

まず、1つ目の意見書に対しての職員の増員を求められているというふうに思うが、今年度策定の第4次計画では対応はどうするのかという御質問だと思います。

現在、第4次白石町定員適正化計画を作成中ではございますが、その本町の人口が減少していく中で、現在の終身雇用職員数の255人をどう考えていくのかという問題がございます。本町の人口は、令和2年度の国勢調査から2万2,051人となっておりまして、また平成27年度の国勢調査では2万3,941人、これを比較いたしますと1,890人の減ということで、7.89%の減というふうになっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の人口データでも、白石町の人口が2030年には1万9,000人を下回るという予想がされており、今後も本町の人口減少が進むことは予想されているところです。このような中に、現在の終身雇用職員数の255人を維持をするということやまた増員するということは、人口減少に伴う普通交付税の算定とか、税収などの財政状況にも考慮していかなければならないというようなことにもなりまして、非常に困難であるなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、近年といたしましては、新型コロナウイルス関連事業やマイナンバーカード取得事業、また学校再編事業やスポーツ事業等の職員の業務も増大をしているというのも事実でございます。このような状況等を踏まえまして、定員適正化計画による職員数の削減は行政組織の合理化、効率化と行政課題であります高度化、多様化の双方を考えながら慎重に取り組まなければならないと考えているところです。

第4次計画の目標終身雇用職員数につきましては、保育園等の民営化に伴う事務職への転任でありますとか、佐賀西部広域水道企業団の白石町営業所の廃止、あとは国民スポーツ大会の終了等に合わせまして、実質的な事務職員の増と合わせまして民間委託などの組織機構の見直し、また再任用職員の十分な活用、そして自治体DXの推進計画に基づく業務の効率化等を図りながら設定をして、引き続き定員適正化計画に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、監査委員の意見書の中の職員の健康管理の徹底、振替の取得が徹底するよというということで、どういうふうには是正、対応していくかというところでございま

す。

監査の折に監査委員より、決算審査におきまして週休日に勤務が集中する課、部署については振替の取得が十分にできていない部署があるようだというふうな御指摘を受けております。この御指摘につきましては、人事を管理する総務課として非常に重く受け止めておるところでございます。また、職務の命令を出して週休日に勤務をさせて振替を取得させることができないということは、労務管理上、非常に問題があるというふうに捉えております。したがって、このような問題を解決し、今後振替の未取得者が生じないように次のことを周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

まずは、管理職が職員に命令として、職員に対して週休日に勤務を命じておりますので、振替の取得漏れがないように徹底した管理を行っていただきます。1つ目に、総務課としましても、各部署の勤務を要しない日の振替の定期的に確認をしながら未取得の職員がいる長に対して、完全取得について指導等を行ってまいります。また、振替の取得期間が勤務日の前4週から後8週というふうになっております。現在の状況ですと勤務日の後8週で振替を取得する職員が多ございますので、総務課からは勤務日を挟んで3箇月間で取得が可能だということを再度職員のほうにも周知をしながら勤務日の前の4週と後8週というような取得を再確認をして、推奨をしていきたいと考えております。

最後にですけれども、振替の完全取得ができてにくい部署と総務課で、どうしてできないのか、またどうすれば振替が取得しやすい職場環境をつくれるのかということも併せて協議をしてまいりたいと考えています。

このようなことを実行するというので、振替の完全取得に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

まず、定員管理のほうですけれども、お話がありましたように再任用職員の活用とかいろいろやっていますが、もう一つ、公務員の制度には任期付職員という採用の仕方ございますので、先ほどの専門的な知識が必要な部署とかはそういう任期付職員の活用を通して雇用の多様化の中で対応をしていただきたいと思います。

それから、もう一点の振替休暇を取得させていない件でございますが、確かに今まで、先ほど総務課長が言われたことは、これはもう常日頃総務課がおっしゃっていることでございますが、それが徹底していないと。これ、振替休暇を取得させていないということは、前の指摘でも言いましたけど、取得していないんじゃないかと取得させていないという管理職の怠慢でございますので、違法状態になっているという事実を確認、管理職に十分それを認識させる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○中村政文総務課長

先ほどの改善といいますか、周知徹底するにはこのようにいたしますということで御報告をさせていただきましたので、管理職のほうの研修会、また庁議等でも再確認

を行いながら徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○内野さよ子議員

決算書の54ページですが、会計管理というところがあります。この件につきましては、概要説明書というのを出していただいておりますので、決算概要説明書のタブレットページで45ページと46ページになります。

ここに課題と問題点ということを提起してありますけれども、公金の資金について新たに発生する手数料問題、もうこれは国内の為替制度の運営開始に、令和6年10月から始まるようですから、そういった手数料の問題とそれから令和4年度から、今回の決算から派出所の派遣費用の問題が示してあります。これについては、そうかもしれないというふうな時代の流れがあるのかなとも思っています。

そういったことで、そのような課題についてどのように今後考えていくのかということとそれからもう一点は、今決算書がありますけれども、今回派遣費用というのが入っていますので、手数料と派遣費用の200万円というのをきちっと盛り込んでいただければいいなというふうに思っています。2点ですけど、お願いします。

○久原美穂会計管理者

そしたら、まず決算書54ページの会計管理費の11節役務費の中に行員の分とかも入っておりますので、その内訳について説明をさせていただきます。

総額が539万8,484円となっておりますけれども、6項目ございます。まず、口座振替手数料が65万292円、窓口収納手数料が36万2,712円、コンビニ収納手数料が204万4,680円、組み戻し手数料が8,800円、データ転送使用料が13万2,000円、公金事務手数料として、派出行員の派遣に係る費用となりますが、こちらのほうが220万円、以上となっているところです。

次に、概要説明のほうで上げておりました件ですけれども、まず公金資金における各種手数料につきましては、平成4年度から公金事務手数料といたしまして派出行員の派遣に係る費用が年間、税別ですけれども、100万円から200万円増額、また窓口収納手数料として1件につき10円、組み戻し手数料が1件につき500円、全て税別ですけれども、これらが新たに発生をしております。4年度のこれらに係る費用として143万2,922円のちょっと負担増となっているところです。このことにつきましては、近年の低金利など、金融機関を取り巻く環境、また社会情勢などを踏まえますと致し方ないものかと考えているところです。

また、先ほどお話がありましたように、令和6年10月からの内国為替制度運営費の導入に伴いまして、地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出について現在無料となっているところですが、仕向銀行、仕向銀行といいますのは顧客から依頼されて送金や振込みをほかの銀行に対して行う銀行のことで、町でいう指定金融

機関、その指定金融機関の手数料の負担が1件につき、税別ですけれども、62円に変更になりますことから、その制度の導入後は公金の支払いに関しての手数料についても相応分の負担は致し方ないものと考えているところです。これに関しては、本町に限ったものではなく、全国の自治体が抱えている課題ともなっているところです。今後、本町と同じ指定金融機関であります佐賀県をはじめ、近隣の市町の状況等を踏まえて対応をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

この金額がどの程度になるか分かりませんが、ほかの市町村と県とも相談をしながらということですが、これまでなかったものが発生するというところでいろいろ考えていかないといけないけど、払わないといけないというような選択が難しいと思いますけれども、その辺は県とか国等にも発言をしていただくのがいいかなと思います。

それからもう一点、派出所のお金がこれまで100万円だったんですね。それが200万円ということになりましたので、これも先ほども言いましたように時代の流れもあるのかなと思いますけれども、今後もまた上がる可能性があります、この話合いについてはどのようになされているのかお願いします。

○久原美穂会計管理者

この派遣行員に係る公金の負担につきましては、概要を申し上げますと、平成27年までは無料となっております。平成28年度から平成30年度までが50万円、平成元年度から令和3年度までが100万円ということで、3年間ずっと見直しをかけられているようで、来年度から200万円ということになっております。一応ですけど、今後は6年度まではこの金額で御相談をさせていただいてる次第で、7年度にまた見直しを行うこととなります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

10時47分 休憩

11時00分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

58ページの企画総務費から74ページの監査委員費まで、質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

説明資料の14ページ、決算ページの59から61のところ、しろいしいこカーまるっと

フリー定期について質問させてください。

こちらのほう、事業効果としてコロナ禍による原油価格、物価価格の高騰の影響下において県と連携し交通費等の固定費の負担軽減を行い、町民が地域公共交通を移動手段として確保するための動機づけができたというふうにあります。私、この事業としてはとても意味がある事業だったんじゃないかなというふうに思っています。ただ、一応結果として令和4年、令和5年利用者数実績として事業期間であった令和5年1月と令和5年2月に関しては利用者としては前年度比率からして利用者は多かったということだったんですけども、やっぱりこの事業が終わった後、令和5年3月から今以降については利用者の伸びがなかなか伸びずに、前年度から比べても利用者が少なかったということがあったので、こちらについては、実施としてはすごく意味があったものだというふうに思っているんですけども、そのあたりも含めて、その反省だったり、今後の取り組みについて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そのあたりについてどのような所見を考えられているのかというところを一つ質問させてくださいというのが1点目です。

すみません、もう一つ質問させてください。

同じく説明資料の51ページになります。決算資料の51ページになりますが、しろいし農業塾について質問です。

こちらのほうも数年にわたり実施されてきて、事業効果としても1期生からして通算して現状28名の人口増ということで事業実績のほうを出していただいております。今現在、この卒業された方も含めての営農状況が良好だというふうに思われるんですけども、そのあたり、卒業された後についてもしっかりと追跡しながらフォローアップできる状態になっているのか、また営農状況であったりとか、フォローアップできるような支援体制を整えているのかどうかについて質問をさせていただきます。

○山口裕一総合戦略課長

定時定路線いこカーの利用率でございますけれども、確かにしろいしいこカーまるとフリーDAY期間を除きますと、年々徐々にではございますが、実は利用率、下がり続けております。逆に、予約制いこカーの利用は増加しております。

その後の取り組みにつきましては、県の奨励金も活用しながら本年度4月からは料金を値下げいたしまして、通常200円、免許返納者100円、小学生以下半額、小学生未満無料ということで運行していますが、利用率は下がり続けてる。要因といたしましては、利用者の方が自家用車を運転することが不安な、あるいは免許を返納された方、高齢者が非常に多い中、バス停や国・県道以外の運行の路線所まで出向くというのが非常に時間がかかるですとか、不都合があるとか、そういった点で利用しにくいところがあるということ認識しております。逆にこういったことから、予約すれば自宅まで来てもらえるという便利さが予約制いこカー、これの増えている要因でもあると思っております。

こういった事業を通じまして、14ページ目のような事業を通じまして、認知度を上げるためにも今後周知のほうにも力を入れていきますが、限界もあるのではないかと思っております。居住というのが点在している本町の中でバス停までの不便さを解消

というのはPRだけではこれは難しく、制度そのものにてこ入れしなくてはいけない、路線の見直しですとか、あるいは予約制いこカーの利便性を生かし、こちらに重点を置くということも今後考えていかなければならないのかもしれないかもしれません。現在も乗降調査等を行っております。今後も利用者の声を聞きながら、ニーズを捉えながら、事業展開というものを行っていきたいと思っております。また、この事業につきましては民間の運行业者の協力の下に成り立っておりますので、こちらのほうから提案しながらも調整を行いながらということで進めていくべき事業であると認識しております。以上でございます。

○吉村 浩農業振興課長

しろいし農業塾の卒業後の状況ということでお尋ねがございました。しろいし農業塾につきましては、平成27年10月からスタートしております。その後いちごトレーニングファーム事業等も併用いたしておりますが、現在までに5期生、研修生がいらっしゃいます。農業塾としては、県外からの移住として15人、またトレーニングファームとして別に8人がいらっしゃいます。

いろんな1期生、農業塾1期生のときには、1期生、2期生までいろんな作物を、レンコンだったり、コネギだったり、研修生の嗜好するところで作物の作付とかが行われております。その後はイチゴに絞って行っておりますけれども、やっぱりこう紆余曲折、農業という自然が相手ということで、いろんな苦戦をしながらですけれども、それぞれに頑張っておられまして、おおむね今のところ良好ではないかということで思っております。

また、この農業の就農をしたときには就農資金等の交付をしておりますので、その関係で、町はもちろんですけれども、佐賀県農協さんだったり、杵島農業振興センターだったり、あと金融機関等も入れて就農状況の面談を定期的に行っております。その中で経営状況のフォローはしていくことにしております。また、さっき言いましたように、農業塾ももう5期を迎えましたので、今年は1期生から全部集めて意見交換会でもやってみようかということで、そういうことで、いろんな町政についてもいろんなお話が聞けるんじゃないかなということで思っておりますが、農業振興課窓口ではそれぞれの研修生とは定期的にお話もしてるといような状況です。

以上です。

○西山清則議員

決算概要説明書からですが、11ページの結婚新生活支援事業、それと12ページのスマイルしろいし応援事業、それと13ページのさが暮らしスタート支援事業ですけれども、これ3点、事業としてはいいことだと思いますけれども、もうほとんど予算から比べて半分も使っていない状態であります。この辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

まず、結婚新生活支援事業につきましては、本町の、これも一般質問のときでも御

説明いたしましたけれども、結婚の届けをされて一旦白石町のほうから転出される、そしてまた戻ってこられるというパターンが多いということから、結婚新生活支援事業についての申請数が若干少ない、ただ増加の見込みに現状、令和5年はございます。

また、住まいのしろいし応援事業につきましても、前年度の申請件数が8件の498万円ということでもございましたけれども、本議会におきましても9月補正ということで、実は現在、令和5年での申請件数の予定がもう既に19件、見込みでいうと22件ということで、住まいのしろいし応援事業につきましても、年度の初年度ということでまだ事業が浸透してなかったですけども、令和5年度につきましても事業の浸透が大分見込めまして、申請数も大幅に増加してるところでございます。

さが暮らしスタート事業については若干要件等が厳しゅうございますので、県内でも数というのが少数なわけでございます。そういうことで、御理解いただければと思っております。

年々、着実に移住・定住支援事業については申請件数が伸びてきておりますので、また人口増のほうにも、特に若い世代の人口増に今後も努めていきたいと思っております。

○西山清則議員

この事業、いいものだと思っております。少しずつ伸びてきてるということですけども、各市町もこういう似たような事業をされて結局人の取り合いのような感じになっておりますけれども、やはり予算を立てた以上、予算を超えるぐらいの積極的な事業をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○吉岡英允議員

まずもって決算報告書の説明資料の10ページ、地域づくり団体創出活動支援事業ですけども、令和2年度が12万3,000円というふうなことで、事業効果を見ますと協働するパートナーの創出ができたというふうなことで効果を書かれております。

それで、今年度も158万円というふうな、新たな、同じ項目で事業費を上げられておりますので、事業内容を見てみますと、下のとこ書いてはあるとですけど、この事業、パートナーの創出ができて、今度10倍近い予算になっておりますので、どういうふうなあれでなんかな、10倍の予算規模になしたもんねというふうな説明を求めたいと思います。

それと、先ほど西山議員さんのほうからその説明資料の11ページ、12ページ、13ページのことでお伺いありましたが、私も関連ですけども、こういうふうな支援事業はこのまちづくりに対しては本当もういい施策じゃないかなと思う次第でありますけども、これ補助金をもらった方が多分表に何も見えとらん形じゃないかなあと思えます。というのが、昔旧町時代、何らかの補助金をもらった方は町に対して貢献をするというふうなことで、私も何か人材育成でちょっと行かせてもらったりしたんですけども、その見返りと言うたらいかんですよ、いかんですけど、その何かのイベントことがあったら実行委員として出てみたりしてございました。それで、町の核になる人間ができていたんじゃないかなあと思うんですけども、それとはちょっと違うですけ

ども、やっぱり補助金を投入というか、もらっているから、私の白石町の町はこんなふうがいいんだよというふうな広報でもいいし、その非公開で、もらった方出されんけん仕方ないそういうふうな決まりがあるんだったら仕方ないんですけども、出せる分は大きに出していただいて、もうこういうふうな制度があるんですよというふうなことで多くPRをせんと、もらっていっちょきで何もならんと思いますので、その辺の2点、説明をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

まず、地域づくり団体設立活動支援事業のほうからの説明でございますけれども、令和4年の実績は、実は県単独事業のさが未来アシスト事業補助金は検討団体はあったんですけども、申請自体がございませんでした。一方、町単独の地域づくり団体設立活動支援事業費補助金は3件の実績がありました。この資料に書いてあるとおりでございますけれども、ということで令和4年度の当初予算192万円つけておりますけれども、県の分の申請がございませんでしたので、3月補正といたしまして162万円、令和4年度予算につきましては減額しております。令和5年度当初予算につきましては158万円計上しております。

さが未来アシストへの申請状況を申しますと、先ほども申しましたように令和4年度はゼロ、令和5年度につきましてはもう一件上がっておりまして、SAGAこだわりマルシェキャラバン実行委員会のということで、主催で11月23日、ふくどみマイルンド公園にて大規模マルシェを開催予定ということで、これについて予算支出を予定でございます。一方、町単独の令和4年の活動内容につきましては、歌垣オープンエアプロジェクトということで、歌垣公園の魅力再発見、これらはSHIROISHI Innovation Labという団体がされております。歌垣公園の白石平野が見渡せる景観スポットだったんだけど公園としての活用機会が減ってきているということが課題になっておりまして、歌垣公園に人の流れを生み出したいという事業でございます。内容的には、ヨガ体験とビデオ撮影、それとDJ音楽フェスの開催をされております。それと、須古のフットサルプロジェクト1件、これもSHIROISHI Innovation Labでございます。それともう一件ですけども、子どもくちにおける白石高校との連携事業ということで、須古地域地域づくり協議会のほうがされております。来場者数500人ということで、妻山神社境内のほうで行われている事業でございます。

継続についてでございますけれども、非常に新しい取り組みに対しての事業でございます。将来的にその団体が自走できるようにすることがこれは目的でございます。そのために、継続、ただイベントとしては継続的に補助するものではございません。イベントについては回数2回目までということになっておりますけれども、ただ全体事業費としては、町内には多くの地域資源ですとか、地域課題がございますので、まちづくり団体のほうが立ち上がって活動され、地域が活性化されるように継続をしてまいりたいと思っております。また、各種団体のほうからの取り組みについても、効果的になるようにということで期待しているところでございます。

それと、もう一つですけども、本町の、この先ほど言われました11ページから

12ページ、13ページということで、移住・定住に関する補助金、交付金については、これ、すみません、先に様々な媒体を活用して情報発信をしていますというところからちょっと御説明差し上げなければいけないんですけども、これにつきましては、制度のチラシの配布ですとか、ホームページですとか、ケーブルワンの行政放送、あるいは町のフェイスブック、ライン、母子手帳アプリ、インスタグラム広告、グーグル検索広告、それと白石町商工会の建設工業部会に加入されている方へのチラシ配布、各種情報誌への掲載、それと住宅展示場への配布、公共施設への配布を行っているところでございます。

実は、補助金の支給者、あるいは移住されてこられた方の掲載、これ議員がおっしゃってる部分ですけども、本課のほうでも非常に推進役になり得るということで、制度設計の段階から考えておりました。この中で町ホームページに実は記載しているんですけども、移住・定住支援に関する内容を1ページにまとめたラウンディングページというのをつくっております。これ、SNSのほうからでも入ってこられるページです。この中に家族の移住者インタビューを掲載しております、白石町に住んでよかったなどのコメントのほうもしていただいているという状況です。ラウンディングページですけども、皆様方のよく携帯とかで広告が出てきてそこをクリックするとページに飛ぶというようなイメージを持っていただければと思いますが、そういったページ、それを用意しているということです。ただ、すみません、ラウンディングページについてはターゲットを絞り込んでおりますので、皆さんが見れるわけではないということで、エリアについては佐賀、福岡、長崎、東京、年齢についてはおおむね二十歳から39歳、キーワードについても移住ですとか、グーグル検索につきましては定住などを検索された方優先ということになりますので、ちょっと申し上げにくいんですけども、ほとんどの議員の皆様からはちょっと年齢オーバーということで表示がされないと思います。すみません。

今後につきましても情報発信に努めてまいりますけれども、事業を利用された方の声を発信するということは非常に効果的ではございますので、そういった取り組みを含めて、さらに情報発信していきたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

ここで申し上げます。

質疑も答弁も簡潔にお願いいたします。

○吉岡英允議員

情報発信をされているというふうなことで安心をいたしましたけども、やはり誰でも見られる形がいいんじゃないかなと思いますので、何かな、個人情報保護にかからん程度でよろしく願いしておきます。

○中村秀子議員

失礼します。監査委員費、74ページ、昨年も申し上げましたけれども、監査委員報酬についてこれでいいのかということの前年2回連続で質問したと思っております。そのと

きの局長なり副町長の答弁は、ほかの特別職の給与等とも勘案しながら検討しなければいけないので、今後の検討課題というような答弁をいただいたと思いますけれども、これだけいろんなものが上昇しておりまして、この、ずっと監査委員据置きになっておりますけれども、この1年間ずっと変わらないところを見ると、どのような検討がなされたのか答弁お願いいたします。副町長、お願いします。

○片渕栄二郎議長

副町長。

○百武和義副町長

監査委員さんの報酬の見直しについては、さきの答弁でほかの委員さん、それからほかの市町の状況、こういったものを調査しながら検討させていただきたいということで申し上げておったかと思えます。

それ以降、実際打合せ等、細かくはこうやっておりませんが、新年度予算編成に向けて検討を進めていくということで考えております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

すみません、決算書で68ページの税務課の委託料についてお尋ねをします。

これ、たくさんファイナンシャルプランナー、あるいは固定資産評価支援事業等いろいろありますので、この金額のまとめたものが概要書の中の15ページに書いてありますので、概要書、タブレットページで15ページですけれども、この固定資産の土地評価支援とファイナンシャルプランナーの委託料についてですけれども、これ令和3年度と令和4年度と比較をしますと金額が1,262万8,913円というふうになっていて、令和3年度の592万円と比べますと2.5倍に増額になっています。これは、相談業務等々が主な理由だと思いますが、もう相談が多くなることはとてもいいことだとは思っています。でも、現実に考えて、今不動産の、中身を見ますと不動産鑑定業務が913万円ということで金額がかなり高くなっています。

この、ただ令和3年度に固定資産評価替えがあったの令和3年度ではなかったかと思いますが、それからのこの実績なのか、あるいは同じ年に、令和3年度に行政代執行とかいろんなことがありましたので、そういうところかなと思いましたが、その内容についてももう少しお願いします。

○大串恭隆税務課長

決算概要説明書の仕様についての御質問だと思いますが、税務課の部分で歳入歳出のほうの決算明細書をつけさせていただいておりまして、その中で、目で賦課徴収費で前年よりも1,262万8,943円と増加があるということで、備考欄につきましては、固定資産土地評価支援業務委託料、ファイナンシャルプランナー委託料ほかという部

分がございまして、先ほど議員触れられました固定資産評価替えに係る鑑定評価委託業務というのが令和4年度に913万8,000円、支出をいたしております。

評価替えにつきましては、令和3年度の次は令和6年度でございまして、3年間をずっとローテーションで繰り返していくわけですが、次の評価に向けた鑑定評価を県内の不動産鑑定士の方に依頼をするわけございまして、この分につきましては、次回令和6年度のための鑑定評価を令和3年度の翌年からもう始めるということございまして、その費用が非常に大きくなっているところでございます。

それ以外で大きく増えたところを申しますと、固定資産の土地評価支援の相互支援業務といたしまして、これも6年度評価に向けた総合的な見直しということで、この部分が前年よりも294万8,000円増えております。摘要の欄に挙げておりますファイナンシャルプランニング事業ですけれども、ファイナンシャルプランナーによる委託事業でございまして、いろいろな債務、債権を持った方についてうちのほうから依頼をして、相談に来てくださいというふうなことでお願いをしております。その分につきましては、毎月委託から2箇月に1回ということで、令和4年度につきましては半分になっておりますので、その分につきましては半減をいたしているところでございます。もろもろ積み上げた部分が1,262万8,000円の増加になったということでございます。以上です。

○内野さよ子議員

行政代執行が去年の1月13日にやっていますが、これとは全然関係なく、その辺は総合戦略課は別のなんですね。了解しました。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、ちょっと言い忘れた件があったので質問させてください。

マイナンバーカード交付事業費のところについての質問です。決算資料69から70ページのところです。

マイナポイント、マイナンバー両事業についてなんですけれども、こちら現在、実際事業を行うことによって今全体の何%程度がその登録に至ったのでしょうか。

まず、少し前とかには結構話題になってたんですけれども、誤登録関係について全国的に問題があったということがあったんですけれども、本町としての対応はそのあたりがあったのかどうかだけでも、答弁をお願いします。

○中村政文総務課長

マイナンバーポイントの本事業の登録状況ということでございます。

マイナポイントの申込みの件数、マイナポイントです、マイナポイントの申込の件数はその自治体ごとに公表はされておられませんので、町民のマイナポイントの申込件数というのは不明ではあります。ただ、4年度中に役場でポイントの申込みの支援を

行った件数は7,226人分でございました。4年度の3月末まででマイナポイントの申込みの支援の数は、累計で1万219人の支援を行っております。申込みの支援率といたしましては60.88%ということで、国の目標の50%以上というのはクリアしたというところでございます。

それと誤登録の対応はどうかということではございましたけれども、マイナンバーカードと個人情報の誤登録、要するにマイナンバーと個人情報のひもづけで事例というのは、白石町においては現在のところ確認はできていませんので、国が行っております情報総点検といえますか、その分の対象自治体からは外れているというふうな状況でございます。

以上です。

○谷川友子住民課長

先ほど総務課長のほうからマイナポイントについて説明がありましたけれども、私のほうからマイナンバーカードの交付のことについて御説明したいと思います。

交付率につきましては、決算説明書22ページにお示ししておりますとおり、令和4年度のマイナンバーカードの交付枚数が7,909枚で、累計の交付枚数が1万6,785枚となって、4年度末での交付率が75.85%となっております。それと、総務省が毎月交付の状況については全国分について毎月公表しております。8月末ですけれども、白石町は全国で82位の交付率となっております。佐賀県では1位江北町、2位嬉野市、3位白石町ということで、白石町、県内3位の交付率となっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ次に移ります。

74ページの社会福祉費から80ページの障害者福祉費まで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ次に移ります。

81ページの老人福祉費から89ページの児童福祉施設費まで、質疑ありませんか。

81から91、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ次に移ります。

92ページの子ども・子育て支援事業費から104ページの労働諸費まで、質疑ありませんか。

○中村秀子議員

説明資料の29ページ、学童保育事業費についてですけれども、この児童数を見ておりますと、全体の生徒数はかなり減っておりますけれども、学童保育に希望する、通

所する子どもたちの数というのは増えております。指導員の先生たちはそんなに増えておりません。ということは、非常に現場は大混乱の状況が見てとれると思いますが、ここに、概要的には保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の就学児童に対して云々とあるんですね、実際、こんなに鍵っ子、都会では鍵っ子といいますかね、家に帰っても誰もいない子どもたちの預かりがあるのか、こういうふうに白石町でも核家族がこんなに増えているのかなというところなんですけれども、まずこの辺の増えている状況についてどうなんでしょうか。

そして、ここに負担金と一般質問でも言いましたけれども、2,000円、独り親の家庭はその2分の1、それから生活保護世帯はもう全額免除して、被災世帯も全額免除、その他特別な理由が認められるというても全額免除、その特別な理由というのは現在の状況でどういうものがあるのか、それから2人目以降は2分の1になる、2,000円が2分の1になって1,000円です。1日当たり50円で学童に行けるという状況なんです、そのことについては、安ければ安いほどいいという状況がこのような、学童の人気を醸し出してるのかなって、それにしてもやっぱり指導者、支援員の皆さんと学童の来られる方とそれぞれが笑顔に行けるような状況でなければどちらにしても不幸だと思うんですけれども、そこら辺についての答弁をお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

議員おっしゃられますとおり、今現在、児童数は減少傾向にあるというところなんです、逆に学童保育の利用者数は年々増加をしているような状況でございます。ちなみに平成30年度ですが、児童数が1,231人で利用者が320人、利用率としては26%でございました。今現在、令和5年度でののですが、1,049人の児童数に対して利用者が350人、利用率が33.4%というふうに急激に上がってきております。増加の理由として考えられますことといたしましては、子育て世代の核家族や共働き家庭の増加、またそういったところで多世代同居が減ってきているのではないかというふうなところが考えられる、理由といたしましては挙げられると思います。

それから、特別な理由の内容ということでございますが、ちょっと私が今のところそこに思いつくようなところがございません。それ以外に判断する理由があった場合に、ここの要件のほうに該当させるというふうな要項かと思っております。

一つ最後にあったですね。（「この料金設定は適切かどうかという」と呼ぶ者あり）料金設定につきましては、今のところ基準範囲内に入っておりますが、将来的には値上げのほうも考える時期に来ているのかなと、ちょっと私個人的には考えております。

以上です。

○中村秀子議員

実際、核家族じゃない場合、祖父母と同居の場合、両親が仕事をしている場合は入所に該当するのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

祖父母と同居をしている場合は、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが家庭内にいらっしゃるということではありますが、そういったところは学童に預ける必要はないのではないかというふうなことかと思えます。白石町のほうでは、65歳以上の祖父母がいらっしゃる場合でも学童のほうは入所はできるというふうになっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

下水道のことについてお尋ねします。

決算書の103ページですけれども、そして決算説明書が48から50ということになりますが、この点について先ほども言ったように、概要説明に28、タブレット28ページの中にまとめを書いてありますので、その中から質問したいと思えます。

この中に公共下水道が、これまで第3期計画から築切地区と深浦地区が除外をされて、令和5年度は全体の見直しがなされるということが盛り込まれています。これまで、いろんな農集、公共いろいろありますけれども、浄化槽設置がかなり多くなるのかなということをおっしゃっているところなんです。そのことについては今後の課題、とても大きくなると思えます。浄化槽設置率を見てからも、その点が1つと、もう一点、言っておりませんでした。この決算説明書の中に、これまでは過去の設置数と2,164基、令和3年度の実績で、今年が48基ですから、今現在2,212、この一覧表がこれまではありましたけど、今回一覧表はないですね、これまでの設置数が、令和3年度はこれまでの設置数というのが一覧表があったんですが、それが今回ないように思っています。そういうことも含めて、今現在2,212基に、令和4年度末でなっていると思えます。そういうふうなことも踏まえながら、これからまだかなり浄化槽については厳しいのかなということがありますので、そういうことも踏まえてお願いします。

○土井 一生活環境課長

特定環境保全の環境整備が完了いたしまして3地区のほうは除外したというふうなことで、その除外した3地区並びに下水道エリア以外での浄化槽の設置が今後増えてくることについての課題というふうなことでの御質問かと思っております。

御存じのとおり、浄化槽の設置率は他市町村に比べて、本町の場合はまだかなり低い状況でございます。そういうこともありまして、今年度から浄化槽の転換と申しますか、建て替えじゃなくて、増改築等に合わせまして、くみ取り、もしくは単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場につきましては補助の拡充を行っております。そういうこともありまして、今後合併浄化槽の普及はますます増えると思っております。我々職員についても10月1日の浄化槽の日に合わせて、10月には各個別訪問あたりを計画いたしております。

そういう中で今後の課題というふうなことですが、町にとっての課題というふうな大きな課題は見えてきませんが、ただ他県の事例を見ますと、合併浄化槽設置した場

合には法定点検を必ず年1回、それと通常の点検を4箇月に1回、すなわち年3回以上、並びにその汚泥の清掃、それを年1回しなければならぬというふうなことで、法令上は決まりがあります。しかしながら、他県ではその浄化槽の点検をしてもらっていない家庭が幾つかあると、一番多い市町村によっては全体の1割近くがしてないというふうな話も聞こえてまいります。そういう中で、本町についてはそういうことがないようにしなければならぬというふうなことで、今後この合併浄化槽の設置をしておられる家庭がちゃんと点検をしておられるかどうか、点検を実施している機関等、また保健所等と協力しながら調査をし、もししてらっしゃらない方については指導あたりをしていきたいと考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

当初、最初に課長が言われたように、浄化槽あるいは農集にしても、公共下水道にしても、白石町については率がかなり低いのかなということを思っています。この表の中にも、概要書の中にもありますが、前年度比の伸びが公共についても農集についてもあります。5%から10%ぐらいずつの伸びはあります。先ほど言われていた浄化槽の設置については、かなり今年は、今後は伸びてくるだろうという上乗せをすると、よりいろんな取り組みをされてますので、そう思います。これまでもありますが、水洗化率といいますか、浄化槽についてはなかなか世帯数しか出てきませんので人口的には出てきませんが、その辺、全体的な水洗化率は今、分かりますか。分からなければいいです。今までは大体農集と公共下水道ははっきり出てくるんですが、浄化槽についてはなかなか分かりにくいところがありますよね。でも、今回はもう第3期できちっと大体、世帯数なんか分かり出してきたので、おおよその家庭1世帯当たり2.5人とかに換算することはできるのかなと思います。そういうふうなことで全体的な、これからはそういうことも含めてしていけばいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○土井 一生活環境課長

水洗化率についての御質問もあっております。

直近の令和4年度末での数字は記憶にございませんが、令和3年度末は60.7%だったと記憶しております。その後、また浄化槽の設置、また下水道への接続も増えておりますので、数%、1%ぐらい上がってるんじゃないかなと推測しております。

今後、この接続の推進については、先ほども申しましたとおり、もうチラシ、広報だけでなく、職員が随時家庭訪問を、ただやみくもに家庭訪問というか、家庭推進するんじゃないくて、やはり若い世代、もしくは家族数が多い世帯、こういうところをちょっとターゲットを絞って、そういうところに普及していきたいなど。高齢者だけのおひとり住まいとか、高齢者世帯についてはトイレの改装までしてというのがなかなか踏ん切りが難しいというふうなこともお話し聞きますので、まずは設置していただければいいかなというふうなことから順次訪問して、推進してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○中村秀子議員

決算書100ページですが、100ページ、不法投棄についてなんですけれども、ここに報償費というけど、不法投棄防止対策委員環境推進委員の報償費だとかというのがありますけれども、この監視員さんの日数だとか、人員だとか、どのくらいの出動をされている、この前不法投棄については一般質問でも前田議員のほうからいろんな指摘がございましたけども、今の地域では、特に山間部は大変な状況になっておりますし、山間部に限らず私の住む地域でも圃場に空き缶だとかいろんなものが投げ捨ててあって、相談に来られた経緯があります。中にはもう警察のほうにも相談に行きましたけれどもというようなことでした。非常に、窓から空き缶や瓶や、とにかくいろんなものが投げ捨てられているというような現状がございます。ここにいろんな施策を、町のほうでもしていただいているようです。監視員さんが出動していただいたりしておりますけれども、この監視員さんが出動されている日数だとか、人数だとか、どのくらいの頻度でして、実績はどうなのか。また、監視カメラも設置されていると思っておりますけれども、不法投棄監視カメラがありますけれども、この地点、どのくらいの監視カメラがあるのか、その検証、見ているのはどういうふうにしてそれを見直しているのか、実際今まで監視カメラの中で解決に至った事例があるのか、それがよければ希望するところに監視カメラを設置するということもできるんじゃないかというふうに思うんですけれども、監視カメラで不法投棄を摘発できたことがあるのか、そういうことについてお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

まず、1点目の環境監視員さんの活動内容について答弁させていただきます。

環境保全推進監視員というふうなことで、町内を25エリアにブロック分けいたしました。そのエリアのほうから推薦いただいた25名の方に監視員を委嘱いたしております。監視員さんの業務といたしましては、町内の不法投棄や野外焼却、また水質関係の保全、また地域住民からの苦情とか相談等があった場合にそれを受け付けていただく。活動といたしましては、毎月3回程度、自分のエリアをパトロールして回ってもらう。そのパトロールする際には、ほとんど車で回られる方が結構多くいらっしゃいますので、そのパトロールの車に対してマグネットシールの環境保全パトロールという目立つマグネットシールを貼っていただいて、腕には腕章をつけた状態で巡回していただくと。巡回した結果については、翌月にその実績報告書のほうをうちのほうにいただいております。急を要する場合は、もうその場で電話あたりで連絡をいただいております。いただいた情報に対しましては、職員が、例えば不法投棄であれば現場のほうを確認し、その対応について検討させていただきます。

次に、監視カメラの使用状況というふうな御質問でございますが、実際監視カメラ

というふうなことで、生活環境課のほうでは持ち運びできる監視カメラを3台保有いたしております。これにつきましては電池式でして、電池を入れれば大体数日間、センサー方式で、センサーが反応すれば録画もしくは写真を撮るというふうな感じで、24時間ずっと動画を撮るということではなくて、センサー方式になっておりますので、電池が2週間程度、そういう場合は2週間程度設置が可能です。切れれば電池を交換するというタイプです。

この使用状況ですが、今までに設置要望があった事例といたしましては、山間部の事例ではございません。ほとんどの場合がごみステーションのほうに違反物が頻繁に出されていると、誰が捨てているのか分からないのでカメラを設置していただけないかというふうな相談について対応させていただいております。ただ、山間部の不法投棄については、常時同じ場所に頻繁に持ってこられるという、捨てるというのがなかなか山間部ではなくて、やはりその年に一、二回、単発的にそのタイミングのカメラというのがなかなか設置がしにくいということで、そのごみステーションでの違反物について実際画像として発見されたのが過去ありまして、そのときには警察のほうにその情報を提供いたしまして、実際捜査をしていただいております。直近では令和3年、4年、5年についてもカメラを設置いたしましたが、残念ながらそのカメラを設置した期間については違反者となるような映像は映っていないというふうなことで、このカメラにつきましては、地元等の要望等、もしくは継続的に頻繁になされているようなときに使用いたしているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

決算書の100ページ、同じページお願いいたします。

環境衛生費の中の委託料、畜犬管理システムの保守料だとか、改修委託だとか、このシステムそのものは犬のみになるわけなんですかね。猫とか、そういったものはどうなってるのかとか、その今犬猫の販売がマイクロチップの義務化とかになっておりまして、そういうものに対応したシステムなのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○土井 一生活環境課長

この畜犬管理システムは、基本的には狂犬病予防法に関連する畜犬管理というふうなことで、犬の登録のシステムでございます。

この改修費を上げているのは、今年度4月からペットショップなんかで販売する場合にはマイクロチップを埋め込んだ状態で販売するような法令が定められましたので、そのマイクロチップが埋め込まれている犬に対してそれを読み込むためにちょっと改修が必要というふうなことで、改修をさせていただいております。あくまでも、狂犬病予防法に関係するシステムでございますので、それ以外のペットについては対応を

いたしておりません。

以上です。

○重富邦夫議員

対応してないのか、されるシステムなのか、できないシステムなのか、そういったところとか、猫、何でもかこういうことを聞きよるかということ、迷子とかになったときにもう必ずそういう情報登録が活用されるわけですよ。まず、特に犬だけではなくて猫ば飼っている家庭とかも結構多くて、そういうところに全く使ってませんというのがちょっと話は別ですけども、あと保健所と警察とか、行政とか、そういったところの迷子に対する、要は連携がどこまで進んでるのか、前は1回、1回電話せもな、全部電話せもなとやったとですよ、しちゃらんわけですよ。横のつながりもちゃんとできとらんで、大体基本一つのところに電話すれば誰でも大丈夫ぐらい思とんさどばってんが、警察に電話して行政と保健所が全く知らんかったということで、ちょっと連携が取れとらんなあとということが実際あって、そういうところの活用とか、普通に捕まえた人たちがそのマイクロチップのもし調べられるものなのかとか、そういうところはどのぐらい進められようとしているのか、そこら辺の全般的なことお願いします。

○土井 一生活環境課長

最近、日本のペット状況をニュースで見ますと、もう猫を飼う方が犬よりも多くなっているんじゃないかというふうなニュースも流れておりまして、最近は猫を主流にペットがはやってきております。ただ、猫についてもマイクロチップも埋め込まれている方もいらっしゃるかも分かりません。ただ、あくまでもこのチップを判断するのは、登録をされたペットに対してそれを比較するので、犬は事前に登録をしてあるのでチップを読み込んで判断ができるんですが、猫は登録制度がないので、チップが埋め込まれていたとしてもそれが、例えば猫の名前とか、飼い主の名前が表示できるかどうかというのは分からないんですが、登録されていないので、今の法律上の制度では活用しにくいとなっております。

それと、迷子の猫とか、保護猫についての連携というふうな御質問でございますが、基本的に猫のほうの保護というふうなことで、けがをした場合は保健所のほうも保護をいたします。ただ、捨て猫とか、迷子猫というふうなことでは、保健所のほうは今のところ保護はいたしておりません。ただ、迷子猫、迷い猫ということでは、警察が、あくまでもこれは落とし物扱いというふうなことで、一時的に警察のほうで預かります。その違いがありまして、今のところその警察関係、保健所関係、うち関係の連携は取れておりませんが、今後やっぱりそういうふうな相談とかお尋ねがあると思いますので、今後保健所とか、警察の担当所管課とも共助しながら、そういう情報については共有していきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○土井 一生活環境課長

先ほど、内野議員からの質問の中で水洗化率が分かればというようなことで、令和4年度末での水洗化率が分かりましたので、一応報告しておきます。

令和5年3月31日時点、令和4年度末ですが、水洗化率62.38%となっております。以上です。

○片渕栄二郎議長

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

11時58分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

再度申し上げます。

質疑も答弁も簡潔にお願いいたします。

104ページの農業委員会費から115ページの農村公園管理費まで、質疑ありませんか。

○中村秀子議員

決算書の107ページ、鳥獣被害対策のことなんですけれども、今イノシシだとか、カラスだとか、いろんな鳥獣の害が大変で、カラスもそうなんですけれども、たくさん出てるんですけども、その予算に対して使途率が非常に少ないと思うんですけども、もっともっと出動して鳥獣被害対策していただきたいなと思うところなんですけれども、そこら辺の理由について教えてください。

そしてまた、110ページ、説明書の56ページですけれども、ここに畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業という8,600万円の事業費が出されましたけども、非常に佐賀牛のブランド価値を高めるというふうな事業ですけれども、畜産農家はどのくらいの規模であるのか、この事業内容について説明をお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

2点お尋ねですけれども、まず白石町鳥獣被害対策実施隊の報酬につきましてでございます。

この実施隊につきましては、町職員の2名、農業振興課の振興係の職員2名と猟友会の皆様6人の方、計8名で実施隊のほうを設置をしております。この業務はといいますと、パトロールをしたりとか、町長の要請によって指定鳥獣、イノシシやアナグマなどの被害出没の調査、捕獲を実施するということになっております。町民さんから御相談があったときには、役場は窓口に来ていただいたり電話をしますけれども、町の職員でも対応することもありまして、予算に対しましては、猟友会の皆さん、隊員の皆様に出動してもらう機会がちょっと少なかったということで、予算に対しては

少なかったということでございます。

それと、もう一つの畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業ですけれども、この事業につきましては、令和3年度の当初予算のほうに計上いたしておりました。しかしながら、資材価格の高騰等によって途中で設計のほう見直し等を行って、全額令和4年度のほうに繰り越して事業のほうが完了しておる次第です。この農家の方ですけれども、八平地区のほうに70頭の牛舎を持たれていて、そこから規模を拡大、増頭ということで今度100頭規模の畜舎を造られております。牛舎、また堆肥舎の新築ということで、この金額がかかっているところです。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○重富邦夫議員

決算書114ページをお願いいたします。

水利施設管理事業費の中の委託料で、この委託料の中に以前、排水機場のごみ処理料という項目が上がったと思うんですけれども、ちょっと見当たらずで、そのところなかったのか、それそのものがどこに行ったのか、その説明をまずお願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

議員御質問の排水機場のごみの処分でございます。

この部分につきましては、予算書113ページに下段、役務費のところの一番下、ごみ処理手数料5,850円とありますが、ここの分が排水機場に流入したごみの処分、廃プラ、このときは1立米でございましたが、その分を処理費ということで計上しております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

処分量も、このごみ処理手数料の中にこの処分代も込むということの理解でよろしいですか。

これに関連することなんですけれども、114ページの委託料の一番下の有明水路除草業務委託料というふうにございますが、除草作業、2回刈りとかういった形でやられるというふうに思いますけれども、1度刈った後集草とかを行う前に雨が降って増水して、たまにあるんですけれども、そのまんま草が流れて排水機場から揚げられたというような取扱いのとき、ここはどのような扱いをされているのか、工事減額になって、その処理料が町のほうで処分をするというふうな形なのか、そこら辺の中身のところをお願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

有明水路除草作業でございます。

全体、13キロの部分について3地区に分けて工事をしております。基本的に除草作業をする際、極力刈った草については撤去をしとるところでございますが、水路に落ちたりした部分については、正直言いまして、雨が降ったときには水路のほうに行っているのかなど。そういった場合のときは、今後は極力そういうことがないように、業者さんのほうに依頼をして、揚げていただくということで対応したいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

ちょっと落ちたレベルではなくて、草を刈って集草するまでにちょっと乾かしたとか、そういうときに大雨が降って一気に増水して全部流れるというふうなパターンがたまにあるとですよ。そういうとき、草の数量なんかよう分らんはずなんですよ。工事減額するにも、数量が分らんけん、どがん取扱いしよんぞのかなというところですか。

多分、排水機場から揚げられるということになれば、排水機場の処理料で、項目で上げられるんですけども、そういうところがちょっとどがんなつつかなということですよ。

○吉村大樹農村整備課長

委託に出すのは、処理量というのは、通常トラックに積んだトン数のほうで確認をしております。あと、実際水路に流れ込んだ場合は、増水するとき排水機場が回れば除塵機のほうで揚げていただくと。その揚げていただいた部分については、町のほうでまた処分をしとるわけでございますが、工事の部分についてはそういった形で、トラックの台数で管理をしとるということでございますので、その部分で把握しとるということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

決算説明報告書の55ページでございます。

佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費965万9,000円、決算額でございますが、この事業実績の中で、水稻の直まき用の機械1台が実績とあります。直まきというふうなことで、省力化の機械だろうと思えます。初めての購入じゃなかろうかなと思えますが、この機械はどのようなふうな機械なのか、そしてまた導入後そういう省力化というふうなことで、実績といいますか、追跡調査なんかがされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

もう一点は、ここに事業費としての限度額が設定をされております。限度額、これによりますと大体85%程度の限度額になろうかと思いますが、もう一点が説明報告書の53ページ、さが園芸生産888億円推進事業費の中で、露地園芸の実績として、露地園芸の収穫等が多く実績として上がっておるわけでございます。先ほどの55ページのこの標準事業費限度額、これをこの888億円の推進事業費の中でこの露地園芸のタマネギなり、あるいはレンコン、特に今年も、令和5年度も2億近い予算を計上されとったわけでございます。タマネギ等の収穫機が実績としてあるわけでございます。こういった事業費の中に、先ほどの言いますと、その限度額を設定したらどうかというふうに思うわけでございますけれども、特に今農業機械もいろんな生産資材、高騰してるわけでございまして、そういう限度額を設定したらということで、2点をお伺いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

2つお尋ねでございますが、まず佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費の水稲用の直まきを機械につきましてでございます。

おっしゃるとおり、なかなかこれが補助で出たのが多分なかったのではなかろうかということで、担当のほうも珍しいということで、その後本人の導入された方にもお話を伺っているようでした。物自体はトラクターの後ろにつけるものなんですけれども、こちらの方は酒米、酒用の山田錦用ということで導入をされているようです。通常の水稲栽培に比べてやっぱり早いということで、苗も倒伏しにくい丈夫なものができる、一番メリットとしては苗の管理がしなくていいというところが一番大きいということで伺っております。ただ、デメリットとしては、5、6月ぐらいに雨が降ったときに圃場のほうの状態が悪いとなかなか作業が難しいことだったりとか、あと雑草の抑制がなかなか難しいというようなことを伺っております。

もう一つの機械導入に係る標準事業費の限度額の設定についてですけれども、こちら以前、担当のほうがかかるとかには伺っておりますが、この佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費とさが園芸の888、どちらも佐賀県の県単事業でございます。どちらも県の事業ではありますけれども、なぜ佐賀段階のほうだけ標準事業費が設定されるかというのも、こちらも思ってたそうなんですけれども、やっぱり機械の金額を見ていただきますと、米、麦、大豆、この農産系につきましては700万円、600万円ということで非常に金額が大きいということで、なるべく多くの人に補助を受けられるようにということで、標準事業費のほうが設けられとるようです。大豆コンバインであればもう大体この機種でこれということで、メーカーによっても違ってきますが、さが園芸888につきましては、やっぱりタマネギ収穫機とかでも200万円台とかで金額としてはただ落ちると、ただイチゴのハウスとか、近年非常に資材高騰もしておりますので、そちらについて標準事業費用を設けてはどうかというような話がちょっと県の内部ではあってるようですけれども、今すぐどうするというような話にはまだ決定はしていないというような状況です。

以上です。

○井崎好信議員

水稻の直まき用機械というのはトラクターの後ろにセットする湛水の直まき機械の中側で私は水をためて種をコーティングして湛水してく、そういう機械かなと思ったら、問題点というのは5、6月頃のそういう雨が降った、雨が乾燥したときには作業ということで、その辺が、雨が問題だというようなことで、今後も、そしてやっぱり雑草が、昔は直まきも、私たちも高校卒業した頃は湛水時期もそういう直まきがはやって除草でもう大変な目遭ったことも記憶しております。それからもう全部、水稻は育苗しての田植でのだろうと思ひ、しかし今雑草も除草剤もいいのがありますから、省力には結構なことだろうと思ひます。

888億円の推進事業の中でこの露地園芸の収穫等に限度額というのも、私質問しましたのも、話を聞けば、こういう補助事業はJAなり、民間の機械の機械屋さんも補助事業に当たったら値引きが利かんと、定価に近いような形での使用されてるのが私は現状かなと、その辺は振興課の理解、どういうふうな認識を持ってるか知りませんが、そういうふうに向っております。

その辺も考えますと、ここでやはり少しは限度額を、10%でも、100%から10%、90%ぐらいの限度額をしとったら、それだけ値引きというふうな形で、結構一般財源も使ってることでございますので、それぐらいの財源的にも減額にならせんやろかというふうな思いで質問をしたところでございます。そういったことも検討、県でハウス資材なんかはそういう検討もされているようなことお伺いしましたが、そういった収穫等の農業機械についても検討をしていただきたいというふうに思ひます。

○吉村 浩農業振興課長

機械の導入に当たっては、農家さんともお話をしながら補助の手続を当課のほうで行っております。非常に毎年多くの補助申請があつておありまして、かなり職員のほうも労力をかけてやっているとございまして、先ほど言われた問題、一般財源も投入しているところもございまして、農家さんの有利になることとか、あとそういうところも含めて、県のほうにもお話をしたいと思ひます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉村大樹農村整備課長

すみません。ただいまの重富議員の御質問の中で、私ちょっと誤った回答をしておりましたので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

有明水路の除草作業の件でございしますが、現在確認を再度いたしましたところ、私の認識不足で、水路の除草した後の草は水路につからないところまで上げて管理をしとるということで、現在焼却処分はしてないということでございまして。

そういったことで、議員おっしゃるとおり、それが水路に落ちて御迷惑をかけているという現状もあるようでございまして、課内で今後どういった対応ができるものなのか検討していきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ次に移ります。

115ページの林業振興費から124ページの観光費まで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

決算説明資料122ページの白石ブランド確立対策事業補助金についての質問です。

こちら、都庁のほうでのフェアをこの数年にわたって実施されてると思います。都庁となったらたくさんの方が利用される所であるので、PRとしては効果あるのかなというふうに思ってるんですけども、数年実施していく中で、基本的に費用対効果をどういうふうに捉えていくかというところを考えていく必要はあるかとは思っています。その中で改めて実際の経費及び多分売上げ等も出てるとは思いますんで、売上げ等も参考程度に教えてもらえればと思います。それを含めた上で、これに対する費用対効果をどのような形で考えられているのか、今後も続けられていくのであれば、どういったところに、多分今までどおり取り組んでいくのであれば代わり映えがない形になるので、その先を見据えた形でどういった展開まで考えられているのかなというところまで教えていただければというふうに思いますというのが1つ目です。

すみません、私もこれ事前通告すればよかったんですけど、今ちょっと気になったので教えてください。同じく、ここに白石町中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金が決算として482万1,000円というふうに出ております。これ、不用額として3,500万円強出てるというところで、多分ももとの当初の予算は4,000万円だと思ったので、相当数募集がなかったのかなと、応募がなかったのかなというふうに思います。このあたりについてのその反省点とかがあればお願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

まずは、1点目の令和4年度の都庁フェア、正式名称では佐賀白石町特産物フェアということで事業を実施しております。

その内容といいますか、決算の関係でございますが、まずこの都庁フェアの売上げでございますけど、143万100円の売上げがっております。そして、この事業費全体の支出額につきましては、268万3,815円の支出ということになっております。

それと議員お尋ねの事業効果として、そして今後の展開というふうなことでどういうふうに考えてるかということでございますが、我々いたしましたでは、事業効果という点では、この事業につきましては昨年、令和5年3月14日から3月21日までちょうど実施をいたしまして、その後令和5年度に入りまして4月以降、そして9月まで、直近までの、例えばふるさと納税の、例えば都市圏や東京都からのふるさと納税の実績などを、やはり我々としては、このPR効果として捉えていきたい、考えていきたいというふうに思っております。参考までに申し上げますと、昨年の4月1日から9月20日、そして今年の4月1日から9月20日、前年度比で比べますと、前年度が東京

都からは4,198万7,000円の納税がっております。今年度につきましては7,841万9,000円というようなこと、増加率が187%と、1.8倍、1.9倍近くの伸びとなっておりますので、やはりこれを踏まえますとやはりPR効果というものがやはり出てきているのかなということで、担当課としては捉えているところでございます。ほかに関東地区なども比較はしておりますけど、確実に右肩上がり伸びてきている状況でございます。

今後とも、商工観光課といたしましては、引き続き都市圏やあとふるさと会などへ通じてふるさと納税の呼びかけ、そして町特産品のPRというところで頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、2点目でございますが、白石町の中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金の予算残額の関係でございます。

議員おっしゃるように、予算額は4,000万円というようなことで、コロナ禍においてのエネルギー価格の高騰の影響を受けている町内商工業者の皆様に支援金を交付するという目的で、そして事業負担を軽減して事業の継続を支援していくという目的でこの事業を準備したわけでございますけども、当初は商工会のほうとも協議をしながら事業者数のほうを800事業者を想定をしておりました。そう見込んでおりましたけども、事業者数の申込みがやはり少なかったということでございます。この辺は、反省というところでも、実績は実際800事業者を予定しておりましたけど、119事業者の実績でございました。その辺、商工会のほうとも協議をしながら反省といいますか、PRも頑張ったつもりではございましたけども、実績としてはそういうことになっております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

この都庁フェアについては、先ほど答弁の中では、ふるさと納税の利用のところが伸びているので、PR活動につながっているということの答弁いただきました。

そういった形で見られるのであれば、実際先ほど資産、資産というか、その答弁いただいた経費、そこに関しては多分、町の職員さんが実際行かれてその人件費等は多分除かれてる形になってるんですね。そしたら、そこも、人の流れのその人件費から考えるとやっぱそれなりにお金はかかっているんじゃないかなというふうに思っています。そこを考えると、これ、もちろん役場職員さんのほうが頑張っていたということ大変ありがたい話ではあるんですけども、例えば各事業者さんであったり、農業者さんのほうが行動していくというところに移管していくことも1つの手じゃないかなというふうに思っています。いろんな形で町全体としてこのブランドの向上に取り組める形のほうが私としてはよりよいんじゃないかな、例えばその商工業者さんのほうがこういう都庁フェアのところに行かれることによって、新しい商売であったり、いろんなその可能性を見つけて帰られるというところも出てくることは考えられる話であるので、そういった形で連携とかを、ぜひ今後検討していただきたいなというふうに思いますので、そのあたりについても答弁お願いします。

あわせて、そのエネルギー価格高騰対策支援金についてなんですけども、実際予算額のやっぱりその10分の1位程度の利用しかなかったということは、私、趣旨として

はすごくいい取り組みであったというふうに思っています。ただ、なかなか申請するに当たってちょっと申請の中身が分かりにくかったというのもありますし、あとは1万円、最低1万円の補助というのがある、こうなかなかそこに対しても本当は申請はしたかったけどもそこまで手が回らなかったという話もやっぱりあったものですから、次のときにはなるべくこうハードルを低い形で、いろんな形で取り組める形での支援というのを今後の課題として考えていただければというふうに思いますので、そのあたりについても一言お願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

白石ブランド確立対策事業、町特産品のPRなど、その辺につきましても、もう議員おっしゃるとおり、確かに職員の人件費、しっかりかかっています。実際、ほかにもタマネギフェアでありますとか、トップセールスであったりとかやっておりますけども、土日も含めての出勤対応となっております、その辺ももうごもっともなお話でございます。

その分の、やはり効果、我々としてはその効果として期待をしているというところで非常に力を入れていきたいというところでもございます。議員おっしゃるとおり、今後PR協議会、うちのほうで協議会持っておりますけど、事務局をやっておりますけど、JAとか、商工業関係の皆様方とともに今後の戦略といいますか、その辺についてしっかり我々以外が上京される時とか、そういう機会を利用しながら、やっぱり連携してやっていけるよう、そういう取り組みについて検討していきたいというふうに思います。

そして、中小補助制度の今後の在り方、その辺もやはり実際利用される事業者の皆様方の御意見などをしっかり事前に、やはりこういう制度を考えるときに、事前にやはり商工会や事業所の皆様方の意見を聞きながら、踏まえながらその辺反映していければと。特に町独自でやるような政策については、特にそういうことで地元の声を反映させていければというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ次に移ります。

124ページの土木総務費から136ページの防災費まで、質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

お伺いします。ページ数でいう、報告書の7ページです。の防災費でお尋ねをいたします。

その中の11節の役務費の中に災害対策費用保険ということで173万4,000円、それともう一つ、その横に災害用ドローン保険ということで5万4,180円計上をされておりますけども、まずもって災害対策費用保険の内容、どういうふうな内容をされてなの

かというふうなこととその隣のドローン保険なんですけども、私まだドローンを見たことございません。町のドローン。俗に言う産業なんかな、農薬を降るドローンもああですよ、あれくらいの大きさのドローンかな、どうかなというふうなことで、多分町民の皆さんも全部、知んさなんねんじゃかなと思います。

それで、一応保険ですので、多分1年契約でこういうお金を、毎年払われると思いますけども、宝物の持ち腐れが一番、災害用やけん一番よかたでありますよ、何かドローンはいろいろ使い道があると思いますね、災害用を除いても、そけんが、そういうふうな、どういうふうな、活用の実態があれば活用の実態の報告と、またドローンは産業ドローンと一緒にしますので、多分オペレーターは限られた方じゃないかなと思う次第であります。それで、危機管理の防災係のほうでオペレーターをして、防災係を外れたときにはまた総務課のほうでオペレーターを継続して養成をされているのか、そこら辺の実態を説明願いたいと思います。

○中村政文総務課長

まず、1点目の災害対策費用保険の内容をとということでございます。

補償の内容といたしましては、費用の種類ということで、災害での避難所の設置、それに係る人件費等、あと炊き出し、その他による食品の提供とか、飲料水等の供給、また被服、寝具、その他生活必需品等の供与、また貸与、あと医療活動、学用品等の供与など、応急救助費とかということに関わる費用に支払われるようになっております。

ただ、その支払いの要件といたしましては、自然災害、またそのおそれが発生し町からの高齢者等避難の発令、または避難指示があった場合に支払われるというふうになっております。それで、支払い割合が高齢者等の避難の場合は実費、かかった費用の分の50%、あと避難指示を出された場合でのかかった費用については100%ということで、1実行支払い限度額が500万円となっております。1年間の支払いの限度額は2,000万円というふうになっているところです。ただし、その支払い要件の中に、災害救助法の適用を受けた場合は、その災害については除かれるというふうになっておるところです。

それで、負担金といたしましては、保険料の分担金といたしましては、基本料金として113万円と町民の人口掛けるの23円というふうな実績で保険料の支払いを行っております。

続きまして、災害用ドローンの活用方法はどうであるかという質問だったと思います。

実態といたしましては、令和元年度に船野地区の大雨被害状況調査で使用しております。また、有沿道路、沿岸道路の周辺の交通量の調査、あと令和2年に有明海周辺での行方不明捜査に出ております。3年度についても同じく有明海周辺での行方不明の捜索に出ております。3年度はあと3件ございまして、船野地区の、ほな先ほどにも元年にも出しましたけども、大雨の被害状況の調査、それと有明貯水池周辺で警察の合同水防訓練を行っております。そのときにも活用しております。それと、最後にですけども、行政代執行を行う場合に上空からの偵察ということで活用をしていると

いう状況です。それと、あとは随時ですけれども、庁舎の周辺におきまして操作の訓練ということで行っております。

オペレーターはどうかという点ですが、一応、研修、このドローンの研修を受けた職員としては今のところ町の中で4名の職員がおりますので、その分で随時庁舎の周辺で操作の訓練を行っているというような状況です。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら1点目にお伺いしました災害対策用保険は、今まで受けたことはまだあるかないかというふうな点、今あったのは納める側のことば今言われたんですけども、実際受けたかどうか、元年とか3年とか、今あの水害、がばっとありましたけども、その辺の実態が実際あるかというふうなこととドローンに関しては、4名オペレーターがおるというふうなことなんですけども、それは課は関係なく、その方が定年まで、辞められるまではその方がオペレーターというふうな認識でよかいですね。

○中村政文総務課長

災害対策保険の今回支払った経緯は今手元にございませんで、後もって申し上げるのでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、オペレーターにつきましては、研修を受けた4名というのは危機管理防災係だけではございません。各課に、建設課2名、ばらばらに4人いるというところで、オペレーターについては新しく研修を重ねながら、繰り返しドローンを使って、させていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○中村秀子議員

まず1点目、先ほどの防災なんですけれども、決算書の135ページの防災、災害用備蓄品26万7,790円とあるんですが、先ほどに、防災費の先ほどの説明資料7ページの中では、防災備蓄品等となっただけで43万9,290円、等が何なのか、その防災備蓄品の内容とその、それはずうっと使用頻度によって買い換えていかなければいけないと思うんですけど、そういう計画はどうされているのか。私が1回避難所を見回ったときに、倉庫の中に段ボールベッドだけ、いろんなベッドが、使ったことがないので組立てが真っさらな状態でそこにあるんですよ。これはこのままですかと聞いたら、1回出してしまおうと片づけるの大変ですからと言ってあったんですけども、やっぱ1回ぐらいは組立ての練習とかですよ、テントだって張って、どがんもんやろかというのをしとかないといけないと思うんですけども、そこら辺の備蓄状態はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一点、決算書の132ページなんですけど、住ノ江住宅の土地の借地料と

というのが、借り上げですね、190万3,955円ですけれども、この190万円の根拠、昨日の話だとあそこは田で借りているということで、開始時にも田で返さなければいけないということであれば、借地料は田じゃないだろうかと思うんですけれども、190万円の積算についてどうなっているのかお願いいたします。

○中村政文総務課長

まず1つ目に、災害用備蓄品の内容でございます。

令和4年につきましては、災害用の保存食ということで、アレルギー対応食といたしまして、御飯、アルファ米といいますか、そのアレルギー対応の御飯類を300食購入をしております。それと、毛布のほうを50枚、あとはコロナ禍ということもありましたもので、備蓄用のコロナの簡易検査キットのほうを購入をしております。あと、消耗品類等々になりますけれども、土のう袋、災害用の土のう袋等を購入しておるところです。備蓄品等では、内容としましては、先ほど申しました保存食、米類とかスープ類、パスタ類とか、いろいろクラッカーとか、クッキー等々を購入をしております。乳児用の製粉入、あと当然水でございますけれども、そういうものを購入をしております。更新の時期はその保存期限前に各自主防災での講話とか、そういうところで配ったり処分をしながら、また新しく買い換えるというふうな形を取っております。

先ほど質問ありました簡易ベッドの制作とか、そういう体験指導もせんといかんのではないんですかという質問でございますが、当然災害対応で避難所の設営となつてまいりますと必要となってきます。そういうところも含めまして、備蓄品の確認と併せて、これ今後は計画を検討してまいりたいと思います。

それと、その前に吉岡議員さんのほうから、災害対策費用の保険の実績ということでございます。これまで合計、元年から加入をしております。合計で1,771万1,531円の請求実績で、保険の適用で頂いております。元年は台風5号と8月27日の大雨で約92万円、令和元年では4回ありまして、大雨とか、台風10号で、合わせまして500万円、マックスになっております。令和3年は8月の大雨時で500万円もらっております。令和4年6月の大雨と8月の大雨で約190万円近くの保険の実績がございます。

以上です。

○笠原政浩建設課長

住ノ江の町営住宅の借地の算定の根拠というふうなことでございますが、まず中村議員さんのほうからは田であろうということでお話ございましたが、基本的には宅地でございます。昨日も宅地ということでお話しして、宅地で課税をされているということでお話をしたかと思っておりますので、宅地ということでございます。

根拠でございますが、5年に1回見直しをかけながら借地料を算定をしておりますけど、今手元に根拠となる資料を持ち合わせしておりませんで、後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

非常に納得がいかないところが、昨日の答弁の中で、返すときには田にして返さなければいけないと答弁があったところなんです。そしたら田だろうと、所有者にとって今は宅地の状態で町が使っているけれども、所有者にとっては田だろうと、認識は。田で貸して、町が勝手に宅地にしていますけれども、返すときには田で返さなければいけないということは、貸すほうにのっとっての認識は田やっけんが、田にして返さなければいけないという原理になるんじゃないかと思うんですよね。そしたら借地料も田でいいんじゃないだろうかという私の、何かそういう思いがあって質問しているわけで、勝手に宅地にして宅地の使用料を払うというのはなぜなんだろうなというちょっと疑問点があるところでございます。素人の考えですので、そういうこととございますけれども、それともう一点、先ほど総務課長さんに質問していた、その決算資料では26万円幾らの備蓄品、いろいろアルファ米とか買った、説明資料の中では備蓄等となって40何万円、17万円の差額がある、等の中に17万円がある、それは何だろうかということを知りました。

○中村政文総務課長

説明資料の7ページのところの、申し訳ございません、需用費の中の災害対応品、消耗品、ここに14万9,969円とございます。

説明資料7ページの需用費の中の58万9,000円の内訳で、災害対策用消耗品14万9,969円、災害用備蓄品が43万9,290円と決算書でいいます135ページで言いますと、消耗品が32万1,469円、災害用備蓄品が26万7,790円となっております。

この災害用備蓄品の26万7,790円、消耗品の32万1,469円の消耗品の中に土のうの袋の購入費、17万1,500円が入っておって、説明資料の中では災害対策用消耗品の14万9,969円には入っておらず、そのほうが、その今言いました土のう袋のほうが備蓄品の中に入っているというふうな形になっております。申し訳ございません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）内容説明書と決算書の消耗品と災害用備蓄品の金額にずれがあるということです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。
すみません。

○笠原政浩建設課長

すみません。先ほど、中村議員さんからの質問で使用料の算定の根拠ということで、使用料というか借地料の算定の根拠ということで、現在の4名の地権者と話し合う、協議をしながら、（「毎年」と呼ぶ者あり）年間平米210円で借地をいたしていると、これを地権者の方とお話をして決めた金額でございますので、この金額で借地をしているというような状況でございます。

それからもう一点、あくまでも町が今課税をしているのは宅地で課税をしているということでございます。もともと吉岡議員さんから昨日もお話ございましたが、も

ともと田だったところを町が借地をして、宅地になして、それから地権者の方は宅地で課税を受けられているというような状況でございます。地目も宅地になっております。これを元に返すと、更地にして返すとなれば、当然その時点では今度は田にして返さないかんじゃなかろうかというようなお話が昨日、町長のほうからも出たんじゃないかなというふうに考えております。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

14時11分 休憩

14時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

決算書の134ページ、消防施設費、その中の工事請負費、消防施設整備工事費約900万円ほど、これは消防格納庫の工事というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○中村政文総務課長

工事請負費の909万1,377円でございます。

内容説明書の6ページのほうを御覧いただきたいと思います。

消防施設整備費の工事請負費909万1,000円と計上しております。そこの中の内容説明で記載してますとおり、旧白石の4の3の消防格納庫等の解体工事と福富1の3の消防格納庫の建築工事ということで工事を行っております。

以上です。

○重富邦夫議員

この消防格納庫の更新とか、こういうことについてですけれども、福富地域の例を挙げますと、格納庫は基本、公民館に併設をさせてある、もう全部がそういうふうにしてるのかな、すぐ会議等とかができるような体制とか、小規模な訓練ができるような広場の確保だとか、そういうことを考えられて先輩方が作られてきてるのかなというような印象を受けていて、他の施設の在り方がちょっとよく分かってないんですけれども、これを建て替える、更新するに当たり、前面道路の確保とか、その隣とか、例えば空き家になって災害被害が及ぶような所だったりとか、まさに浸水地域とか、そういうところに更新をする、その更新をするに当たっての協議みたいなところですか。自主防災組織があるのとないのでもまた違ってきますし、そこら辺の大規模の災害があったとき長期的な活動せんばらんとときとか、そのあたりの協議をした上で、確認をした上でその場所に更新をするということが大切だろうというふうに思ってますが、そのあたりの確認のやり方、協議のやり方というのはどのようにやられてるのか、そのあたりを聞かせてください。

○中村政文総務課長

消防格納庫等の改築に当たってはどのような協議をなされているかという御質問でございますが、すぐ解体をやって、すぐ建て替えるのではなくて、やはり地元の区長さん、もしくは自治会長さんであったりのところとは消防団部を通じながら協議をして計画を練っていくというふうなことになると思います。

先ほども議員さんから御指摘のとおり、その災害地帯、常襲地帯、浸水地帯である所にまた同じように建てるのかというような協議は、当然ながらその中でも出てくる話ではあるかなというふうに考えます。ですので、その辺は地元の協議、その土地の問題等々、財政的な面も当然あるかと思いますが、その辺はまたその辺で、施設の作り込みの仕方とか、そういうことでも対応できるものであればそちらのほうでも対応できるかなということもありますので、十分地元のほうとは協議をしながら取り組んでまいりたい考えます。

以上です。

○重富邦夫議員

人間が減ってきて集まりやすい場所も変わってきてとか、町の在り方が人口減少で変わってくる中でのことですので、例えば水防活動をするときに今ボート購入されどうばってんが、水に浸うごた所に保管しとって泳いでそれば取りいかんばらんとか、それはもう最悪の事態だけはならんような対応の仕方というか、そういったところを求めますし、決算書の隣の135ページの吉岡議員の質問にありました災害用ドローンのことですが、ここの装備のことですが、録画機能とか、音声の録音とか、声ば出せるとか、そういう機能が備わってるんですかね、このドローンそのものに。待って、待って、これ最後ですよ、もしなかったら、結局災害のとき誰かを救出しに行かんばらんときとかにドローンを飛ばしたとき、ただ確認するだけやと全然カメラだけでも十分だと思いますけれども、声かけをせんばらんやったりとかしたときに音声とかが出て大丈夫ですかとか、いえるぐらいの装備をつけとかんと結局意味がないといいますか、音声も拾えんぎんた活用の幅が出てこないといいますか、そのあたりのところの検討というか、中身の話を聞かせてください。

○中村政文総務課長

ドローンの性能ということだと思います。録画機能はついておりまして、操作の手元のモニターでも見られますし、それを録画して別の機材でも見ることができます。音声のほうは、音声は取れたかな、すみません、ちょっと自信がないので確認して御報告いたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○友田香将雄議員

決算書、135、136の防災費についての質問です。

その他備品購入費のところにポータブル蓄電池2基、大型LEDライト5台、LEDランタン15台というふうにあります。すみません、たしか道の駅しろいしに関しては非常用電源装置は備わってたんじゃないかなというふうに思ったので、もちろんそのLEDランタンとか、こういった物に関してはあるにこしたことはないんですけども、この備品のその運用をどのように想定されているのかというところを少しお聞きできればと思います。

もう一つ、防災士資格取得講習負担金として1万9,000円載っています。これ職員さんのほうが防災士資格を取られるときのやつじゃないかなというふうに想定してるんですけども、防災士についてはもう経過年、町内の方、町内とかでも多くの方が取られてるといふところもありますので、前からもう気になってるんですけど、この防災士を取得された後、その町の職員さんも取られた後どういった形でこの防災士の資格を生かしていくというビジョンを持たれてるのかというのを少し教えていただければというふうに思います。

○中村政文総務課長

道の駅しろいしで今回導入をいたしました発電機はどのような運用を想定しているかというところでございます。

令和4年8月に一般財団法人の九州地域づくり協議会から防災拠点として位置づけられております道の駅しろいしに地域防災体制の強化を目的とするというところで資機材の整備に対して支援をいただいております。内容は、先ほど説明ありましたポータブル蓄電池の2基と大型LEDのライトが5台、あとランタンの15台を整備させていただいております。運用につきましては、道の駅自体に限らず台風等の災害での避難所、停電等が発生しときの避難所等に持ち込んで使用するというふうな形になるかと思っております。また、ポータブル蓄電池につきましては、携帯電話等の充電とか、あと投光器とか、また大型の扇風機等の電源として使用しております、大型のLEDのランタン等につきましては避難所でも照明として現在も活用をしているというような状況でございます。

防災士の今後の取得後の活用、活動のされ方ということでございます。

地域防災クラブとか、そういう中で出向いていってもらいて、その地域の自主防災組織の中で防災への講話とかを、先進的な話をさせていただいて、防災組織の活用と身を守るすべとか、そういうふうな講話講師としての指導、リーダーとしての役割を担っていただければというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

その防災士のところに関してなんですけども、135ページのほうにあります防災会議とかの部分にもありますように、なかなか防災士を取られた後、何年か前に佐賀県が防災士の資格取得に対してちょっと前向きになって補助しますというときあったと思うんですけども、それときに私も取らせていただきました。町内の防災士の方から

もよく言われるんですけども、取った後、町のほうから何かいろんな関わりを持ってもらえると逆に活動がしやすいのになって話もあってます。なので、ぜひ町内の防災会議、もしくはそれに準ずるようなときにぜひこの防災士の方々に声をかけれる仕組みをつくるという形は、私は年に1回でもあればすごくいいんじゃないかというふうに思いますし、防災リーダー研修とかもあってますけど、そのときにもよくその話とかは出てきます。これ取った後どうするかというところがすごく大事なところになってきますので、この職員さんも防災士を取られた後の活動の仕方というのも見据えて、ぜひそのあたりのつながりをつくってもらえればというふうに思います。

先ほどの防災資材、ここに関してなんですけども、先ほども答弁にもありましたようにその避難所とかにもその運用として使えるようになって話でした。道の駅のほうが避難所になるより、恐らく公民館等での避難所になるほうが多いんじゃないかなというふうに思います。そう考えていくとこの備蓄というところは、その公民館とか、例えば体育館のほうに、その社会体育館のほうに備蓄されるほうがよりスムーズじゃないかなというところがちょっとあったので、わざわざその道の駅さんのほうにこれ置いとくのは逆に不便になるんじゃないかなというふうな形での質問でした。

これはやっぱり、いろいろ計画があらわれると思うんですけども、これってわざわざ離れた所よりは通常避難所になりやすい所に、こういう照明関係の備蓄をされるほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりってどうなんでしょう。

○中村政文総務課長

先ほど申しましたとおり、九州地域づくり協会から防災拠点として位置づけられた道の駅にということで資機材の支援をいただいておりますので、やはりストックする場所は道の駅ということで、今現在は行っております。

ただ、やはりその使用頻度とか、使う物がばらけてまいりますので、その辺は、やはり実避難所のほうに置いたほうが即使えますし、有効活用もできやすいと考えます。しかし、なかなかその保管するスペースもちょっと考えていかんといかんところもありますから、もう少しお時間いただければというところですよ。

それと、防災士の活用、活用と言ったら失礼ですね、防災士の活動の支援は、町のほうからも地域の防災組織への会話等のほかにもある大きい災害等があった後にでも寄っていただいて交流を深めるというようなところと、各地域へ出向いていただくようなシステムづくりといたしますか、そういうふうな連携ができればなというところも考えます。

それと、先ほどドローンの仕様でしたけども、申し訳ございません、音声はございませんでしたので、ちょっと検討してまいります。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません、決算書の135ページですが、防災費のところですが、説明書の中の防災費については7ページにありますので、そこの中にありますように、事業概要が災害から町民の命、身体及び財産を保護する等々と書いてあり、地域防災計画に基づき

充実の強化を図るといふふうには書いてあります。そのほかに大きなウエートとして防災会議があると思いますが、この防災会議について、今回質問しているのは、女性の少ないということ、会議の委員のメンバーの中に女性が少ないのではないかとすることは再三言っているところです。実際に数字で挙げてみますと、22人のうち2人女性が入ってらっしゃいます。

この地域防災計画というのは、合併したときの平成17年に始まったんじゃないかなと記憶をしております、その都度ずっともう約20年間の間に改定、改定を繰り返しながら、今内容がとても充実していると思っています。そこでですけれども、途中で全然女性が入っていない時期もありまして、途中でこういうふうなことを言い始めたときに2人、それも七、八年前です、が入られてやっとならぬと2人、町の審議会等を見ますと大体34%ぐらい女性の入っている率になっています。ところが、この防災組織の委員の率というのは22人中2人ですから約9%ぐらい、それが物すごく町の審議会の委員の比率を下げていると思ってもいいくらい、何かこの中にもう少し入っていらっしやればいいなと思っています。

その理由については、今も友田議員が言われたように、防災の資格を取っている人は女性もいらっしやるし、女性消防団もいらっしやるし、それから勉強会、講演会をしているのは女性団体物すごく多いですね。そういう中で、今何でこういう社会情勢の中で、なかなかこの位置づけがないのかというのは、この委員長は町長が委員長になられてますが、その中の委員の役職等を見ても土木所長、農林所長、警察署長、消防署長、牛津出張所長、それから朝日出張所長、有明漁協代表町、土地改良代表、そういう選び方をしてありますから女性がなかなか入りにくいのではないかとこのように思います。

さっきも言ったように、今の時代が変わってきて、大分この防災計画も充実してきているように、もっとソフト面的なものを入れたりとか、あるいはもう少し目線を下げた運営の在り方が必要じゃないかなといふふうに思っています。これはもう長年言っているんで、答弁同じことの繰り返しです。いえ、これは町の条例の中に記載してありますから、条例は変えればいいじゃないですか。私はいつも思っていました。22人が、こういう役職の方を選んで、じゃあもう少し25人ぐらいに上げてもいいんじゃないかといつも思っていました。その点について答弁お願いします。

○中村政文総務課長

女性の観点から、女性の防災会議の人数をもっと任命をしてもらいたいという御要望でございます。

現在、先ほども議員申されましたとおり、現在白石町の防災会議の委員につきましては、22名中2名が女性委員として入っていただいております。それは、白石地域の婦人連絡協議会の代表と白石町の婦人防火クラブの会長さんということです。そういう中ではございますが、国の第5次の男女共同参画の基本計画では、2025年度までに地方防災会議の委員に占める女性委員の比率30%を目標にということにされております。このようなことから、今後職員からの委員を任命する際に女性を登用したり、昨年結成をされました女性団体連絡会とあとは指定地方公共機関などに対して役職を

問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○内野さよ子議員

今この中にいるこのメンバーでも課長さん方は、もうほとんどこの災害が起きたときには庁舎の中にいらっしゃったり、出たりされてます。家庭を守っているのは女性でしょ。そういう女性たちがいかにどうして工夫をしていって家を守っていくか、そういうときに高齢者をどうして守っていくかというような、その取り組みのソフト的な面というのはとても必要だと思うんですね。なので、その辺を考えて、もうそういう時期に来ているんじゃないかと思うんですね。20年たってますから、いやいや、この会議の中身は今もう災害が物すごく多くて、災害のことに特化したりとかしていることが多いかも分かりません。でも、災害のときでも、私たちでもいろんな災害の中身知りたいし、いろんな中身の地域、災害、すみません、そういった会議、会議の中身のようなのは知る権利があると思うんですね。男性に特化しなくてもいいと思います。そういうような面でこの防災会議はとても重要な会議だというのは認識しています。ならばなおさらのこと、これからはソフト面的なことをどんどん入れていく必要があると思います。さっき友田君が防災士のリーダー研修と言われましたけど、防災士の資格も女性も増えていますので、そういう方の中からでもいいじゃないですか。もうとんどん活用、活動していただくようお願いをしたいなあと考えて今回質問しています。もう一回、町長いかがでしょうか。

○田島健一町長

内野議員の御質問にお答えしたいと思います。

各委員会等々には女性の委員を3割は入れようということを私は常日頃から庁内会議でも申しておるところでございます。しかしながら、先ほど議員からも言われましたように、この防災会議についてはいろんなポストで長の方ばっかしというようなお話がございました。今、いろんな委員会の中でも組織からお願いするときには組織の中のトップじゃなくてもいいですから組織の中から出してくださいという言い方も最近はさせていただくようにしております。そういうことから、今回御指摘いただいたこの防災会議につきましても、22名の中でどのくらいのそのポストを持っている方々が必要なのか、それ以外はそれじゃなくてもいいんじゃないかということで、少なくとも22名の3割は6.6ですので、6名か7名はぜひとも入っていただくように検討をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

136ページの教育総務費から147ページの教育振興費まで、質疑ありませんか。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ次に移ります。

148ページの小学校施設整備費から158ページの社会教育施設費まで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がなければ次に移ります。

158ページの保健体育総務費から168ページの実質収支に関する調書まで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日22日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日22日に延会することに決定しました。

本日はこれにて散会します。

14時52分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月21日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 岸 川 信 義

署 名 議 員 友 田 香将雄

事 務 局 長 中 原 賢 一